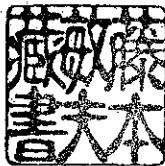


荊冠

No.1 . 2 合併号



荊冠

目

次

- 主張 (1)
- 日本帝国主義と部落解放 (2)
- 馬借の歌 (2)
- 日本帝国主義と七〇年代部落解放闘争 (15)
- 日本の革命的展望 (16)
- 詩 (30)
- (特集) 狹山差別裁判糾弾闘争 (31)
- ・獄中からAさんへの便り—— (31)
- ・狹山差別裁判実力糾弾斗争経過 (32)
- ・東京拘置所長への糾弾状 (35)
- ・起訴状 (35)
- ・狹山差別裁判実力糾弾への道 (36)
- ・獄中から訴える! (41)
- ・狹山差別裁判実力糾弾斗争とし (43)
- 年代部落解放斗争について (43)

- 資料 (65)
- ・須藤久脚本「歴史よお前は誰のために」 (60)
- ・木村京太郎著「水平社運動の思い出」 (63)
- ・悔なき青春 (48)
- 書評 (46)
- ・水平宣言 (65)
- ・第二回水平社大会アピール (65)
- ・全国水平社青年同盟「旨趣」 (66)
- ・部落解放同盟綱領 (67)

主張

耐えがたい差別の中に時来るのを待っていた全国の部落青年に呼びかける！

日本帝国主義を打倒し、プロレタリア社会主義革命を完遂して、全国六千部落三百万の兄弟姉妹を解放するため今こそ起て！

権力との融和主義を紛碎し、融和事業を拒否し、差別徹底糾弾、反権力闘争、革命的暴力主義を貫徹せよ。

帝国主義国家の「同和事業十ヶ年計画」なるもので一千年の差別が解消されると思い込んでいる融和主義者・社民・それに追随する日本共産党らを覆滅せよ！

「上は天皇制、下は部落」といつて二段階革命のドクマの根拠にし、ブルジョワ民主主義革命の中に、部落民の闘争を反動的に押し込んで来た日本共産党、スターリン主義を打倒せよ！

天皇制ボナパルティズムの強圧の中で日本人民のあらゆる闘いの先陣にあり、都市農村の一斉蜂起に、農民闘争の核に、階級的な差別裁判に、軍隊内反軍闘争に、身分制度撤廃運動に、あらゆる人権闘争、日本人民の階級政党の創設を開いたながら、日本近代社会の悪夢をのろい続けて来たのは、我々部

落民の父祖ではなかつたか、今こそ全国水平社無産青年同盟の高らかな闘魂と純潔をよみがえらせよ！

人間に光あれ、人の世に熱あれと宣したあの水平宣言の理性をみがく、我らが日々の闘いの場を、昭和四十年八月佐藤の忠良なる官僚達は、「原始社会の粗野」といふ「社会病理現象」と呼んで「対象地区住民の近代精神を育成、助長して、人権意識と国民的自覚を喚起し自立向上の意欲を高揚」させようとうそびいでいる。この差別の論理をつき破れ！誰が原始社会の粗野な残忍さを以て侵略戦争を続け、如何なる層の社会が病的に腐乱しているか。

階級的な部落民の自己意識をとぎすませ！

現代の国家に、その一切の施しに寸分の幻想も、一銭の金も手を汚してはならぬ。この社会の虚偽を打ち、この社会を転覆せよ！

おのれをとき放つことがないなら、人の世も太陽も亡ぶであろう。

かつて我々は、粗末な服を着、貧しい食物に腹をすかし、教室の暗いすみで、うらみにみちた日々を耐えて来た。他人の山に入り、こつそりと夕げの薪木を拾い、浜辺には流木を

拾う。耕すべき田畠はなく、手伝いに行つて米一升をもらう。紙くずを拾い、鉄くずを求め、馬牛をと殺し、ふんによつてを処理して、胸をえぐるような後ろ指をむけられて、日本社会の断がいに押し込められて來た。迫られるように故郷を出て大都会の夢もつかの間、沖仲士となり、臨時工となり水商売に出る。スラムに住み転々と職を変え、幾度か故郷に帰る。

明治百年三代の世に、どれ程の変化があつたのか。通知票！一と二の宣告を受けて一切の能力を挫滅せられた無数の部落の青年を見よ。部落民なるが故に今なお死の獄につながれているこのくやしさを知れ。数多くの引裂かれた愛よ。かなわぬ恋のうらめしさよ／てなし子の肩身の狭さ。階級社会の敬語を使わぬ故に「下品」とさげずまれ、荒々しい直さいな生活のふるまいが「粗野」だと遠ざけられる。部落の子弟に

紙くずを拾い、馬牛をと殺し、ふんによつてを処理して、胸をえぐるような後ろ指をむけられて、日本社会の断がいに押し込められて來た。迫られるように故郷を出て大都会の夢もつかの間、沖仲士となり、臨時工となり水商売に出る。スラムに住み転々と職を変え、幾度か故郷に帰る。

明治百年三代の世に、どれ程の変化があつたのか。通知票！一と二の宣告を受けて一切の能力を挫滅せられた無数の部落の青年を見よ。部落民なるが故に今なお死の獄につながれているこのくやしさを知れ。数多くの引裂かれた愛よ。かなわぬ恋のうらめしさよ／てなし子の肩身の狭さ。階級社会の敬語を使わぬ故に「下品」とさげずまれ、荒々しい直さいな生活のふるまいが「粗野」だと遠ざけられる。部落の子弟に

日本帝国主義と部落解放

一 解放理論の論争点(差別はなくなつたのか)

部落民の苦惱とその鬭いについて、此處數年来二つの対立する理論があるとされている。「理論的」な学生部落研の連中はとくにこの対立を重視している。

私流に解釈すればその二つの傾向は次の通りである。一つ

号)もう一つの方は、確かに觀念上の差別は弱くなつた。しかし部落民は独占資本によつてますますひどい生活におとされ、ルンペングロレタリア化しつつある。もはや封建的な身分的な差別ではなく、資本主義の階級差別——せいぜい臨時工、社外工であり、大半は産業予備軍的な形で生活している。これが今日の部落差別だ。この意見は井上清氏ら日共系の「理論家」によつて主張せられた。奈良本氏への反論として井上清『部落問題と労働者階級』(一九六一年五月「部落」一三六号)がこれである。この両者は必ずいぶん違つているだろう。だがこの両者は藤谷俊雄氏が後で指摘したように、次の重大な点で一致している。即ち、現代独占資本はもはや「封建遺制」を必要としないという点に於いて。(藤谷俊雄「社会構造と部落問題」一九六一・三・「部落」一四六号)要するにこれら二つは左右の近代主義的な考え方なのである。特に部落民のプロレタリア化を論ずる井上氏の場合、戦前の労農派的な傾向に流れていると考へられる。しかしとにかく、部落問題が部落問題としてあつた歴史的内容を現代の独占資本は解消して行くといつての見解は全く画期的である。

部落差別を江戸時代と同じ意味で封建的身分差別と考へてゐる者は、解放運動に関係している者では誰も居ないだろう。私は、前二者とは違つて從来強調されて來た「封建遺制」的な部落問題の考え方を、日本資本主義の特殊的な構造的把握、即ち、日本帝国主義の成立とその展開の問題として再び把えかえそつと思うのだ。農業問題や民族問題と同じくもはや資

標準語なるものを教えようとしたくらむ融和教育者をたたき出せ！

同志よ、差別は深い。夜は暗い。だが闇をつんざく雷鳴はすでに発せられた。稻妻は列島に走つた。満身の熱血沸き、心火燃える。弾圧するものはせよ。我らに弓引く者は全てふみしだけ！

全国に散在するわが部落の青年よ！

権力者や金持ら差別者が、高く、偉く見えるのはただ我々が耐えておとなしくしているからにすぎない。力を集めて武器を取り、包囲し、しゃう撃せよ！日本帝国主義を打倒し、部落を解放せよ！今、此処に我らは黒地に赤、鮮血の莉冠旗をふるう。この下に死をちかえ！

全国水平社の革命的復活をなしとげよ！

本主義の論理では解決することの出来ない問題の一つとして、部落問題が基本的に論じられねばならずしかもそれが資本主義の帝国主義段階に於てであることが大事な点なのである。「資本主義が発達すれば部落は解消される」とか、「上は天皇制下は部落」というように「天皇制絶対主義」なるものの根拠のようすに論じられ、帝国主義の問題がすっかり忘れ去られるようでは、事態の本質は何も分りはしない。

2 いわゆるエタ解放令について

明治元年三月十四日「王制復古」をなしとげた明治政府は天地神明に「旧来ノ陋習ヲ破り天地ノ公道に基クヘシ」の五箇条の誓文をちかつた。明治三年九月十九日、平民の苗字使用を許し、同月二十三日、華族平民間の婚嫁を許す等一連の開明策をとつた政府は同月二十八日、太政官布告第六十一号「穢多非人等之稱ヲ被廢候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事」を発した。かくして部落民は、長い封建制下、社会外の社会に閉じ込められてあつた身をはじめて普通一般の人間社会に置くことが出来た。部落民の眞の歴史は此処から始まる。近世封建社会あるいはそれ以前の社会に於いて、部落民は決し馬に等しい物の生産手段として使用せられた。「穢多」「非人」は「人外の人」であり、その部落は「町外の町」「村外の村」であった。彼らは封建領主の武具でありなくざめもの

にすぎなかつた。明治四年のいわゆるエタ解放令は、これら部落民が近代日本の市民社会の平等なる一員であることを法的に確認した。部落民は解放せられた。封建制下の封鎖的な「村外の村」「町外の町」から解き放たれたのである。この「エタ非人」ら五十万余の部落民達が歓喜して放たれていた近代日本階級社会は、しかし、彼らを近代的な市民として遇するには、歴史的な周囲の情勢は余りにも厳しかつたのである。

エタ解放令の必然性は、幕末明治維新の中の部落民達の解放への鬭いと先進資本主義国に影響された明治政府初期の開明性にあるが、明治三年、この解放令に与つて力があつた大江卓の民部卿大木喬任に建議した「穢多非人煙亡を平民となすの議」を見れば解放令の歴史的意義は一層明らかである。此處に於いて大江は部落民をして諸工作の業を伝習せしめ、牧蓄、開拓をやらせ、消防夫、「ポリース」となして行くべきであると主張し、封建的身分差別が如何に産業の発達に障害になるか論じている。日本が資本主義化していく上に於いて、部落民への解放令は全く必然的であった。

だがこの解放令は、部落民をして大江のいうように「年月を歴るに従い又漸次に二三の権利を与え遂に平民一途の域に至らし」（建議）めず、むしろ彼の晩年を「帝国公道会」の融和運動に没入せしめたのである。

エタ解放令は、部落民を近代的な市民として解放するかに見えたが、それは間もなく、以前よりもはるかに強大な身分

でれつきとした帝国主義国に形成していく道すがら、自己の内部に不本意ながら残して行つた日本社会のその前近代的外被をさしも残さず再編成し新たな情熱に肉化して展開せしめたということである。既に歴史的使命を終えた「腐朽しつつある資本主義」（レーニン）としての帝国主義は、如何なる意味に於いてもマルクスの時代（産業資本）のように革命的でも民主的でもない。

この資本は自由競争を転じて独占資本となし、グローバルな侵略と戦争にのみ死活をかける。封建的な束縛も植民地も民族問題も何一つ解決することなく抑圧し再編成して支配し収奪する。

農村に於いて資本家的な農業經營を生まず、農民層の分解を奇形的に下層へ下層へ分解し、苛酷な高率小作料にあえぐぼう大な「半封建的」過小農を狭い土地にくらいつかせ陰惨な前近代性に停滞せしめたのである。そしてこの日本帝国主義はその過小農社会を絶好の巨大な産業予備軍の「プール」として労働力を再生産を驚くほど格安にし低賃金策の根底としながら、その基幹産業の労働者の搾取支配形態に於てもいかんなく前近代的な身分関係・職員・工員（本工）・臨時工あるいは、封建的な家族制度的觀念、企業帰属意識の年功型賃金制を強固に編成し利用しつくすのである。農村の過小農・基幹産業の職工の悲惨の群像にさらに五人以下の小工業にしばりつけられた職工のどん底のむれを描き合わせるならば、エタ解放令によつて放たれた部落民の生くべき苛酷な社会の

差別の牢獄への進軍ラツパであることが判然として来た。

部落差別は単なる「封建遺制」ではない。この「封建遺制」はエタ解放令を合図として、日本資本主義の特殊的な発展の中に構造的に内包された。部落民が解き放たれていた当時の日本資本主義は彼らを近代的な市民として受容ることは出来なかつた。「資本論」で展開されているような資本の本源的蓄積過程は日本にはあり得なかつた。

いわゆる資本の本源的蓄積過程の特殊日本的な停滞的展開、生産者が生産手段から切り離され封建的な人身的隸属関係から解放されて、「自由」で近代的なプロレタリアートとして都市に創出されて行くこの過程の決定的な未展開こそ、地主・小作関係や、被差別部落に象徴される前近代性を、日本の近代社会に広範に残して行つた理由である。それは当初単に一九世紀世界資本主義の帝国主義段階に後進資本主義国として自己を登場させた日本資本主義が、帝国主義列強にけおされて、比較的小規模な工業生産を強いられたことや、最初から既に高度に機械化された生産であつたが故、資本構成の高度化を通じていわゆる相対的過剰人口をつくり出すことが出来たということで、土地制度及び農民に対する身分的封建的束縛を形式的に近代化しながらも農村社会の前近代的な諸関係を徹底的に分解し大量のプロレタリアートを日本資本主義に創出する必要をなからしめたというだけではない。それは次に日本資本主義への直接的な強展開を余儀なくされ、そして自己をアジアに於ける侵略と反動の拠点として

ほぼ全容がつかめる。

日本資本主義社会に解放された部落民は大体四つの段階をふまされる。第一は、日本資本主義の初期に於いて、その存在が「文明の教化を障礙する」として部落民を「平民一途の域に至らしむべし」（大江卓・明治四年一月の建議）とした開明的改善的な政策をほんの形だけ恣意的温情的に与えられる段階（第二は、日本資本主義が帝国主義として本格的に稼働する大正期以降昭和十二年の日中戦争開始に至るまで）。この時に於いて部落民は民間の融和団体や政府からの大規模で系統的組織的な施策の対象となるが、それは主要には改善策であるよりも普通民との融和政策が強調せられている。即ちこの時期に於いては日本帝国主義は部落の温存を政策的に追し、融和運動それ自身を予算をかけて自己目的化している。第三は基本的には第一の融和政策段階の性格を特徴的に戦争政策（「大東亜戦争」）に動員し、その最前線に立たせる政策である。「肉弾三勇士」はそのいたましい犠牲であつた。この策はエタ解放令当時のそもそもはじめから各所で主張せられていたものである。

△第四は戦後革命の敗北と民主化・さらに日帝の復活から現在。

第二以降は、日本帝国主義がその根底に巨大な産業予備軍の「プール」として農村に大量の過小農を、農村更生運動、米価維持政策、自作農創設政策、「皇國農村」確立政策等を通じて一貫して保護蓄積して来た時、それをより一層低次元で分

裂的に補完する部落の低位性を政策的に温存してきたという社会政策的な問題だけではない。この時期に於ける「融和問題」の対策はすぐれて日本帝国主義のイデオロギー的な内実を、本領としたと考えられるのだ。

ロシア革命が国際帝国主義の最弱の環を断ち切り世界革命の突破口を切り開いた衝撃を、全世界のプロレタリアートが抑圧人民に与えた直後にまき起つた大正七年の米騒動に於ける日本人民の闘争力は、日本帝国主義者共の心胆を寒からしめ、自後社会主義運動を急速に展開せしめ、都市に労働争議、農村に小作争議を激発する端緒を開いた。これに対し支配階級は人民を抑圧する上に於いて大逆事件で示したゲワルト体制を整備するとともに、暴力で以て抑圧しきれぬ民衆の闘争力を宥和し、むしろそのエネルギーを帝国主義的な海外進出と軍国主義的熱狂に昇華することを考えなくてはならなかつた。部落民を死錐とした思想運動——融和運動はその一つの絶好の口実であった。「総ての人の握手」（同愛会会長有馬頼寧）「俱に相携へ日本精神の昂揚徹底」（融和事業協会理事三好伊平次）これが「同胞融和」運動のスローガンである。大正十一年の全国水平社の創立は、肉体的にも精神的にも部落民が帝国主義の死錐として構造的に内包され、もはや如何なる部分的な改良でもなく全面的な解放によつてしか、自己の鎖を断ち切ることが出来ないと自覚した結晶であり、それまでのアーチークーな半失業者の産業予備軍のルンパンプロレタリア性を帝国主義と真向から闘う組織的軍団として止

場した優れた先陣を示すものであつた。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の水平宣言は高らかな人間的香氣を放ち鮮明な感動を日本階級闘争の始源にこもらせたのである。
かくてエタ解放令によつて放たれた部落民達は「人外の人」完遂しえたのである。

融和運動は何よりもこのような形でしか明治天皇制社会に解放されなかつた部落民達の意識を、全面的に粉碎し懷柔する運動である。そればかりではない。天皇政府はそのことを「一般普通民」に強制することによつて一層恐るべき相互思想統制、帝国主義思想高揚運動に軽化し、労働者階級本体の階級意識を解消する有力な手段にしようとする。「聖旨に背く」「反時局的である」として差別を禁ずることによつて、国民の「聖旨」や「時局」認識を反作用的自動的に高めて行く。融和運動、融和事業の本質はこれである。

3 日本近代思想と差別

上部構造の自律的展開を把えることは、その現実性をとらえることであるが、思想の特殊日本的な展開の中に差別意識の現実的な必然性をそつ抉しなくてはならない。それは、一つには文学、もう一つには教育に正面切つてあらわれてくる。

「純粹経験」という主体と客体との分裂以前、主客の未分

盾の形式を与えられてダイナミズムを得、強展開し、より高次な肥大した「無」として完成する論理を見ることによつて、封建的な部落差別の意識が生きておれる母体を確認出来るであろう。

「無の弁証法」は近代日本の現実社会の思想的展開として問いかえられねばならない。

世界資本主義の帝国主義段階に急速に自己を形成した日本資本主義は、にもかかわらず自己の内部に於いて、旧体制の物質的精神の世界を完全に破壊し解体させることなく、温存を具体的に見ることが出来る。

このよくな日本の社会が、とりわけ農村社会が、どんなに陰うつで停滞的であつたか、文学において我々は西田の論理

ども私は、この小説をただの差別小説として捨て去ろうとは考へない。この「破戒」を一個の論理学として読むことによつて「近代的自我」なるものを、生み出そうとして重苦しい

生みの苦しみを苦しみながら結局天皇制イデオロギーに止揚されて行く日本近代思想の運命をあとづけることが出来ると思ふ。「部落出身の丑松」というよりも、むしろ藤村が自分の内面を託するために作りあげられた人物にすぎない」といわれるは全く正しいのである。藤村が苦心して作りあげたこの「丑松」という概念の自己展開こそ、日本の思想の特殊的展開を最もリアルに示している。もちろん「破戒」には低次元

造的な論理として内的に残存し、結合せられ、さらには再生産されていると考えて至当だろう。「善の研究」に於いても、前近代的なスタティックな（東洋的な）「無」が、近代的な矛アルであつただろう。我々が部落問題を帝国主義の問題として全面的に把えようと考へるなら、その上部構造のイデオロギーに於いても、前近代的な差別意識が日本の近代思想の構成的な論理として内的に残存し、結合せられ、さらには再生産されていると考えて至当だろう。

における部落民の苦しみの姿が、厳しく感動的に描かれているところもある。しかし部落差別を内包した「丑松」は、あくまで藤村が対象化した内面なのである。

「新しき詩歌の時は來りぬ……」とういういしく傷々しく明治のロマンティズムをうたつた藤村が「吾胸の底のここに言ひがたき秘密（ひめごと）住めり……」というと、そのひめごととは何であつたのか。清らかな感情が解かれて流れる「若菜集」の詩人が革命的詩人ハイネにならずに、差別小説だと言われる「破戒」の作家にねじまげられる近代日本の論理は何であつたのか。日本の現実から蒸発することによつてしか部落民である自己を解放し実現することの出来ない「丑松」の論理こそ、藤村の頭蓋骨の限界である以上に日本近代思想の限界ではなかろうか。「丑松」という概念には、部落出身であるという自己を隠そうとする戒め―封建的な身分差別を自己承認させられる死錐が、全身に深く秘められてこの物語は出発する。

明治四年の解放令は「エタ非人」の呼称を制度的に廃したが、それはただ「エタ非人」そのものに対し新なる呼称を追加しただけであつた。「新平民」これが近代日本の風波の中に投げ出された部落民への皮肉な命名である。都市部落では部落から一步外に出て都市の中に自己を吸い込ませていくならば、外面的には部落民ではわからぬ。農村漁村の部落においてはむしろ町へ入つて行くことによつて、部落民であることが自他ともに鮮明にされる。部落差別の原

型は農漁村にあるのだ。千曲川の美しい流域に汚辱にみちた差別意識と、その下に埋もれたとしえの恨みと怒りの墳墓が人知れず散在することは想い起こすだけでもつらいことである。千曲川にうつる美しい自然とそこにくりひろげられる陰湿な前近代的な人間関係の中に設定された一つの概念「丑松」時代はようやく日本が自立した後進帝国主義として本格的に内外に稼働しはじめた頃であった。部落の上層の一部はすでに自由民権運動にも参加しているし、自由主義思想家・社会主義者たちもこの問題を正面から論じた。部落民自身の自主的な組織も各地で結成されつつあった。「丑松」は父とともにはやくから自分の部落を離れ師範学校を出てはじめて明治の現実社会に足を踏みいれたのである。そのはじめに「丑松」の身体には、「身の素性を隠せ」という父の戒めが重く貫かれてあつた。

「丑松」というものが、もとただこれだけのものであるなら話は何も起らない。だが「丑松」の中には今一つの強烈な要素、猪子連太郎の思想の火花が入つていていたのである。「素性を隠せ」という父の戒めには何らの前進への力はない。むしろそれは青年の中にはあふれる力と情熱をうつ屈した内面世界にとじこめ、人間的本性を自らおし殺して、植物のように封建的な土中に埋め込んでしまう力なのである。連太郎が発した自由への思想のイスタンクは封建的な概念「丑松」を切り離して自己展開力を与えたのである。「丑松」の中に前近代的なものと「近代的」なるものの激しい自己矛盾の闘争が内攻し、内に藏した死錐、父の戒めをめぐつてのたうつ苦しむじやないか」といつている。

猪子の「新しい思想」は卑屈にも差別を自己承認した「丑松」を明治の容赦ない現実の中にひき出し展開させたが、その「新しい思想」自身、「無知な卑賤しい者」として「野蛮な下等な人種」として部落差別をもつてゐたのである。「丑松」の自己矛盾はかくて表面的であり、最も重大な点、部落民自身の人間的自覚において何ごとも対立せず、内的にゆきしてあつたのだ。

猪子の「新しい思想」は卑屈にも差別を自己承認した「丑松」を明治の容赦ない現実の中にひき出し展開させたが、その「新しい思想」自身、「無知な卑賤しい者」として「野蛮な下等な人種」として部落差別をもつてゐたのである。「丑松」の自己矛盾はかくて表面的であり、最も重大な点、部落民自身の人間的自覚において何ごとも対立せず、内的にゆきしてあつたのだ。

父の戒は強烈に再編され、肥大し重量を加えた死錐に耐えず、概念の一切の展開力を喪失して「丑松は」特殊な日本資本主義の農村社会の差別の重壇の前に身を屈してしまつたのである。

戦前の融和教育（同和教育）がどのような論理で展開されたかについては、後に見るであろう。これが水平運動を構成し天皇制イデオロギーの先兵的な扱い手として部落民を教育し、同時に「一般普通民」をして部落差別を「融和」的に承認する思想を譲成するものであつたことは言うまでもない。

「丑松」は差別に屈服し差別から逃亡した。部落解放運動は「丑松」の体内からは生まれない。「丑松」の苦悩、矛盾が藤村は猪子自身をして次のようにいわせている。「ああ、いくら吾々が無智な卑賤しいものだからといって、踏付けられにほどがある」と。こういうわけで猪子は選挙活動を

部落民の人間的憤激を動力としたものではなく、それ自身部落差別を承認した。「新しい思想」によつて「卑賤しい穢多の子の身」を包みかくすことが出来なかつたギマン的な苦しみ、表面的な矛盾であつたからである。

この「丑松」の論理の破産こそ、来るべき我々部落民の闘いの真実の理想が何であるかを予告するものでなくて何であろうか。

藤村は、無意識ながら三百万部落民の眞の闘いの理想と実践が生まれるために、死すべき思想が何であるかを見事に描ききつたのである。差別を内包することによつて「丑松」は死んだ。自己消滅した。されば闘いの思想は、差別の一点のくもりもあつてはならない。

喪なわれた人間性を奪回する力と情熱にあふれ、もはや差別のために悲しみ苦しむだけではなくて、その苦しみが部落解放の組織的な実践的な闘いの苦しみにとつてかわり、差別の涙にひたるのではなく、涙をぬぐつて嵐の闇夜に出て行き、全世界を獲得せねば終らないそのような人間の思想を開示しなくてはならない。だがその前に我々は次のことを確認しなくてはならない。

即ち、日本資本主義の特殊的な展開は主体的にいえば日本階級闘争の特殊的な展開であり、それは何よりも労働者階級の階級意識の未形成の問題にあること。

前近代的な要素を広範に内包し再生産しながら「近代化」していく戦前の日本において、日本プロレタリアートは如何

のである。

4 米騒動と水平社創立

一九一八年七月二三日の夜、富山県下魚津町の漁民の主婦らの語り合いから爆発した米騒動の嵐こそ、日本全土をおおつたロシア十月革命の力強い波動であった。近代日本の階級闘争の本格的「端緒」をなしたこの電撃的な人民の蜂起に、ブルジョワジーは軍隊と警察部隊を総動員し、北海道東北を除く全国各地、中央政府の支配機構を解体的危機に落し入れた。それは、当時の社会主義者グループのこの米騒動に対する「日和見主義的過少評価」や、今なお主張せられてゐる「雑多の群集」による「小ブルジョワ」の行動といふ評価（米騒動の研究）井上清）ではなく、はつきりと、日本が帝国主義段階に全面的に移行した時の、都市、鉱山の労働者階級（下層民、貧農漁民による、帝國主義体制に対する革命の一斉蜂起）と考へなくてはならない。この騒動には自後日本帝国主義に対決しなくてはならないあらゆる階層の人民——それは、造船、鉱山の重労働者から各種の工場労働者、前近代的な種々の労役者、職人、貧農、漁民、女子供、ルンペン、そして私が主に語ろうとする部落民ら——が天皇制ボナパルティズムの強権に屈せず、憤然と立ち上り、あらゆる革命的な行動——哀訴から集会、示威、放火、うちこわし、労働のサポートージュさらには、鉱山では火薬庫占拠によるダイナマイトを駆使

何にして階級意識を獲得したのか。家、学校、軍隊できたえられ工場や農村にがっしりしばりつけられた日本労働者人民の闘いの論理は、ルカーチや梯教授のようなマルクスの純粹原理ではどうしようもない。『資本論』を貢労者の自己意識の哲学²²弁証法として読んだ梯教授は偉大であるが、その自己意識としての貢労者の階級意識の形成過程が、帝国主義的段階の現代に於いて如何に特殊的に展開されるのかを語らぬ限り、單なる貢労者の「理念」論にすぎない。

日本の労働者階級は資本家の前に「自由」でも「平等」でもなかつた。基幹産業の奥深く前近代的な家父長制が根をより、労働者は互いに親分、子分の関係で結ばれていた。同じ村の者、同じ血族に属するものが同じ職場仲間をつくる傾向にあつた。年功序列賃金制を核とする年功的労働力構成は、日本資本主義の労働者支配の体系である。この体系にあってこの体系を止揚する闘いは資本家の前に「自由」で「平等」な労働者の純粹原理とは大分違つてゐる。ブルジョワ民主主義的な権利意識に目ざめたものの同志の結合ではなく、血縁的な、地縁的な、家父長的な外被を媒介にして結ばれている労働者の闘いは、はるかに重くはるかに停滞的に見えるのである。資本主義の人間の自己疎外のみならず、それに深く結合した自己と社会の前近代的な要素をも揚棄しなくてはならない。世界的には後進国の民族解放闘争、農民運動、さらに日本的には、部落解放運動を内包する帝國主義段階の階級闘争の現実は、資本家と労働者の対立という原理論では無力な

して闘つたのである。もちろんこの騒動には、当時の社会主義者は入つていなかつた。起ちあがつた民衆も、この騒動を、永続的に、支配階級の打倒と革命的自己権力樹立の方向に組織化する闘いをなしえなかつたがしかし米穀商、資本家、役場、警察、市長村長、群長、米取引所、高利貸、遊廓、豪農、肥料商、新聞社、炭坑、資本家、農務省、帝國主義ブルジョワジー、鈴木商店らを次々と襲撃しうちこわし焼きはらい、天皇制政府の警察、軍隊と衝突して行つた民衆の直接的な実力行使は、短時日の中に高い意識性を自ら養い、一定の目標に向つて、組織された軍團を急速に形成することなしには不可能事であつたはずだ。暴騰した米の移出阻止、米安売りの強制、労賃の引き上げを直接的な大衆的要求としながら「奸商」や寺内内閣をはつきりと指さして、いた騒動の中に行きかう無名の指導者達（前衛党）がなく、共産主義のオルガナイザーが不在にもかかわらず、大胆で俊敏で堅固たる行動を街頭に展開した無名の戦士達は、帝國主義のありとあらゆる悪をこなみじんにたたきつぶして行つたのである。

前記の井上清や『日本帝国主義史』を書いた小山弘建は、この米騒動を「終始突發的で非組織的である」として、「自然發生性」とアナーキー性を強調し、これが日本人の革命的行動であることをほぼ否定するかに見える。

注——小山氏は言つ。「米騒動自体は、資本対労働、地主対小作という一定の明確な階級関係闘争ではなく、したがつて特定の生産関係を基礎としての意識的な階級闘

争ではなかつた。

ルン・プロの「巨大なエネルギー」は認めるがその革命性は認めない。「事件の客観的な政治的歴史的意義の重大さ」は認めるが、「騒動自体の中には政治的目標」ははつきり見られないがかつたという。これらの評化は、服部之総氏らの「日本に於ける民主主義革命の烽火」という低次元の評価と表裏をなして、帝国主義段階に於ける労働者、都市農漁村貧民の社会的矛盾の爆発に対する闘いを正当に理解することが出来ていらないといわねばならない。第一次大戦後一九一八年を前後する日本階級闘争の本格的展開、「友愛会」の戦闘化を軸とする労働組合運動、日本労働総同盟の成立。地主と協調的であつた小作人の組合戦闘化と日農の結成。種々の融和主義団体とはつきり対決する部落の絶対解放を目指す部落民自身による全国水平社の創立等を見るならば、米騒動を以て、「民衆の巨大なエネルギーは街頭の暴動に爆発してたちまち消耗されるほかなかつた。」とか、あるいは「民本主義者の勢力がもつと強くて且つ組織されていたならば」といつて「民本主義者」らに指導を期待（「米騒動の研究」井上・渡辺）する者らの犯罪的な騒動のわい少化は明白になるであろう。

米騒動の主要な担い手となつた農漁村、都市の下層民の存在そのものが、すでに述べてあるよう、日本帝国主義によつて社会政策的に温存せられて來、もはや如何なるブルジョワ的な成長の機会も与えられず、基幹産業の労働者の低賃金を支え、より一層低い労働力商品の給水資源として農村のさきやな人間的自覚が貫徹している。

此の際われらの中より、人間を尊敬することによって自ら解放せんとする者の集団行動を起せるはむしろ必然である。

人間的自覚によつて貫ぬかれた部落民としての自己意識は、組織的な自己運動として物質的に展開しなくてはならない。

何百年もの長い差別の歴史に抗して、一切の同情や融和政策を拒否し、「われわれ特殊部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す」ことを自己と世界に宣した部落民の前には、いうまでもなく一步進むごとに骨肉を刺す荒々しい茨の道が横たわつていた。

サーベルを引き抜いた天皇制ボナパルティズムの強権は容赦なく部落解放の頭を碎き胴体を裂いた。帝国主義列強の植民地分割の争いが日増しにしつになり、日本帝国主義の大東亜共栄圏の侵略的構想が着々と進展する中で、階級闘争をさしも残らず解消する「国民皆和」「同胞融和」の好餌として「融和問題」がたくみに利用され、一般人民の優越的同情と部落民の卑屈を天皇の「一視同仁」の針金でくしさじに

止揚されねばならないが、部落が完全解放されるまでは、この意識を喪つてはならない喪うことが出来ない。

「……呪はれの夜の悪夢のうちにもなほ誇り得る人間の血は、涸れずについた。そうだ、そうしてわれわれは、この血を享けて人間が神にかはろうとする時代にあつたのだ」この部落民であるといふ自己意識には「人間の血」がはつきりと自覚され「この血を享けて人間が神にかわる」という誇らかな人間的自覚が貫徹している。

此の際われらの中より、人間を尊敬することによって自ら解放せんとする者の集団行動を起せるはむしろ必然である。

かな土地に、都市にみじめな雜業にしばりつけられて来たといふこと、まさにこの所に問題の根源的事態があつたのである。部落民がこれらの中でも極端に低位で、しかも封建時代そのままの身分的差別「人間外の人間」として分裂的差別的位置づけられていたのである。

米騒動で最も戦闘的に闘つたといわれるのが部落民である。民衆は、闘いの中で部落差別をすることはなかつた。部落民は自ら最もよく闘い、闘いを高揚させる中にしか、「普通民」との階級的連帶がないことを知つた。部落民を含む下層民をルンペンプロレタリアという人がいる。だが資本主義初期とは違つて、帝国主義体制下のルンペン・プロは、自己を帝国主義と闘う階級的組織としてきたえあげることを学ぶことが出来るのだ。水平社の創立は正にこれである。

一九二二年京都岡崎で発せられ、高らかな人間的香氣にあふれたあの全国水平社創立宣言こそは、日本階級闘争の本格的展開を開始するにあたつて、部落民の血で印刻せられた金字塔である。

『全国に散在するわが特殊部落民よ團結せよ!』

部落民であるという自己意識をもつことは苦しいことであり、悲しいことである。しかし否応なく部落民は部落民といふ自己意識を差別の現実の中で持たされる。そうである以上部落民は、この自己意識をうちきたえて、生きていくために闘わねばならない。闘いの武器闘う團結力にこの意識を組織化しなければならない。部落民であるという意識は確かにして結びつける諸種の融和事業や教育宣伝が国家的規模で展開される時、急速に横断的組織化をなしつつあつた全国水平社は、「明確なる階級意識」の筋金を改正綱領にして、無產者運動」との連帶の下に、「差別徹底糾弾闘争」を敢然と展開していくつた。われわれはその優れた典型を大正十五年の帝國陸軍福岡連隊に対する糾弾闘争と反軍闘争、昭和八年の高松地方裁判所の差別裁判に対する糾弾闘争等にみることができる。猪の肉に茨のトゲがささつたかのごとく、部落民の決死の闘いは、天王制ボナパルティズムの神經系統「封建的」身分制に鋭く突きささつたのである。

水平運動の特徴は、そのおかれた客觀条件からして、直接的な反権力闘争となつた。一般的な社会運動に対する弾圧をもろに受けただけではない。その闘いが家長制的な天皇の下での「臣民」の「同胞」性、国家の戦前型公共性を真向から突き破ろうとするがゆえにダカツのごとく権力から忌避されたのである。

激しい闘いの中で解放の理論を求めて来た部落民達が組織的危機をかけて何度も考へて来たのは、一九三〇年第十回大会で九州連合会から出された「水平社解消意見」に最も極端に見られる、「身分組織」か「階級組織」かの問題であった。それは要するに、共産党の三一年政治テーゼ草案の問題であり、「水平社解消意見」はその立場に立つものとして登場したと言える。それは結論的に言えば、部落民を身分組織にしばりつけて階級的進出をさまたげておる水平社は解消し

なければならぬといふものであり、部落の階級分化がすみ、「もはや一つの身分である外被に包まれた諸階級の利害が一致しなくなつた」という認識、身分闘争は身分感情対立を激化するだけで支配階級の分裂政策に奉仕するという認識下に主張せられた。むろんこれらは、「水平社第一主義」部落排外主義なるものに対する全水左翼の闘争であつたが。

これに対してもこれまでの誤った「左右」の二つの傾向を「統一」するものとして現われたのが三一年テーゼにもとづく「部落委員会方式」であり、部落解放運動をブルジョワ民主主義革命の中に位置づけた。

この三一年テーゼの戦略も何の現実性もないばかりか、帝国主義段階に於いて何故に部落が存在しなければならないか、打倒対象は誰であるのかを完全に見誤らせ、部落民達の鮮血で飾られた解放への茨の道程を日本プロレタリア革命の中に入正しく位置づけることが出来なかつたのである。しかもこれは、なお、水平社解消意見の組織論を継いでいる。部落解放運動とは前近代的な一千年の身分差別を今なお受けて貧苦に閉じ込められた部落の人間を解放する事業である。そしてこの「封建的な」部落が、もはや過去の封建制度の余力で以て生き長らえているのではなく、疑いの余地なく、日本帝国主義によつて、社会政策的に、再編成されて、即ち「融和」あるいは「同和」されているが故に、現代革命の主体プロレタリアートと共に、帝国主義そのものを打倒しなくては、おのれの如何なる部分をも解放することが出来ないのである。帝

国主義といふ資本主義は、もはや「封建的」なものの何一つも解決出来ないし、むしろそれを再編して行くことによつて最後の延命をはかる一つの手段にするのである。かく理解しないで、だんだん資本主義化して行く、あるいはさせる問題として部落問題を見る時、帝国主義ブルジョワジーの社会政策の捕完物としてしか部落解放運動を位置づけられないものである。

馬 借 の 歌

袴 梨 就 保

「日本開闢以来土民蜂起是最初也」

近江の浜辺	社	破れ	叱咤する	斗え
閑の中	碎け	借証文	宮廷の庭師	舞え
比叡をぬけ	管領	取れ	弓を引く	喜べ
三井寺	武士を	奪え	祇園社の大神人	瞬時のコミュニケーション
走れ	きれ!	荒れよ	とわに	
響け		逆まけ	長へに	
進め		畿内の天地		
圧政を	穢多よ	非人よ		
吾等の馬蹄で	河原の者よ	くつわを乱す	近江の馬借	
ふみしだく	起て		閑の中	
燃えろ			火の粉	
火よ吹け			人馬の騒ぐ	
京洛の			黒煙	
酒屋			松明の	
土倉			火文字	
寺	今ぞ		「徳政」	

日本帝国主義と

七〇年代部落解放闘争の革命的展望

一、はじめに

四二年十月から四四年十一月の羽田にむけられた斗いのサイクルは、幕末回転から明治維新、大平洋戦争から戦後革命の動乱について、日本近代の人民史を新たな段階に画する契機をはらむものとして爆発した。

「明治百年」日本人民の抵抗の歴史の中で、これ程高い意識性を以て、これ程大衆的な軍事的武装で以て、人民を領導した斗いを、しかもなお壮大に發展する展望を打出した斗いは、かつてなかつた。

幾人もの死者を出し、数千の逮捕者を出し、しかもなお、これを端初として語る戦士達を、過去の如何なる斗いも持つことはなかつた。

五十年代後半から、あらゆる非難の中で孤独にうちかち、嘗々として担つてきた赤い革命の導火線が、その第一の地雷に到達し、引続いて起る連続的な爆発と大轟音によつて、七〇年代の日本列島をコンミニューン派とヴェルサイユ派の大分裂の戦場に化そつとしているのである。

者階級の戦斗性は、ようやく形成されつある強固な戦斗指導部、党組織において日本革命が、世界革命への決定的環をなしてゐる事實をみると、七〇年代日本階級斗争は、多大の犠牲を伴つ大規模な革命戦争なしには发展しないことは明らかである。六〇年代の否、これ迄の日本の全ての戦術も何程も役に立たないだろう。全ての活動家の生活も一変するであろう、弾圧も戦前の比ではありえない。

日本列島の心臓が、その胴体や筋々が、鮮血を流してたうつ、このような一般的な状況の中に一切の「運動型」斗争は、再編されねばならない。

この前人未踏の斗いの関頭に立つて我が部落解放斗争の革命的転換を想つとき、その任務の重さは、帝国主義の分断支配の重石と、戦后一貫してなされた改良主義的指導と、さらに、革命的左翼による軽視によつて加重されて、弱体な我々にのしかかつてくる。

大都市に、農山漁村に、あるいは、滞留あるいは、大流动する底辺人民を、プロレタリアートの軍團にか、反革命の軍隊にか、いずれの側がこれを獲得するかは、単なる軍事的な算術ではない。如何に困難であつても、プロレタリアート本隊が、差別され続けた部落民、在日朝鮮人、ラム住民らの斗いを合体できるか否かは、帝国主義段階のプロレタリアートの最大の敵、排外主義的な日和見主義の潮流から組織的に自己を防衛し、広範な民衆的反乱を実現できるかどうかを決するばかりでなく、これが同時に国外の被植民地人民の解

十・二二、十一・十六・十七の如く大都市における乱撃戦

や、三里塚、沖縄等、基地周辺、農山村部落における「局地戦」の全国化に於いて、本格的に武装した労働者、学生、農民らの正規軍と、帝国主義軍隊との恒常的な大会戦、ゲリラ戦の内乱―革命戦争の時代としての七〇年代階級斗争の基本的姿が、激動の二ヶ年、とりわけ、六九年の十・二一から十一・十七の内乱的死斗の中に否むことの出来ぬ現実としてえがき出されたのである。

如何に懐旧しても、もはや平和的な過去の運動はかえつてはこない。

二〇世紀後半を依然として腐朽しつつある世界帝国主義とスターリン主義反動体制の延命に託するのか、それとも、我々プロレタリアート人民が歴史の要請に正しく応答して、全世界を解放する輝かしい人間史の出発点にするのか、このことが、革命戦争としての七〇年代日本階級斗争の内乱的死斗に、ヴェトナムをはじめとする後進国人民の斗いと等しく直接かかつてきているのである。

そして、とりわけ、その帝国主義支配体制のせい弱と労働放斗争と連帶できるかどうかの媒介的な内因を個々のプロレタリアートは感性的に提起する問題として重大なのである。従つて部落解放斗争の主体である部落大衆は、底辺人民大衆の斗いの核として自らを政治斗争の前面に登場させると同時に、プロレタリアート本隊を獲得し、自己及びプロレタリアートの排外主義と斗わなくてはならない。

帝国主義の体制的危機の深まりとアジア安保体制への侵略的傾斜の中で、排外主義と分裂策動が、人民の中に組織的にうちこまれる時、それを武装反乱で解体するのは部落大衆であり、底辺人民の任務なのである。七〇年代の革命戦争の時代は、部落民の中に、無数の革命戦士の部隊を見出すだろう。秩序とは差別であり、部落民の自由は、内乱の中にしかない。戦雲急を告ぐ、我々はここに決意を新たにする。

全国水社よりはるかに高次の斗争組織の構築を！

二、日本帝国主義と部落問題

日本資本主義の帝国主義的發展の中で部落は、解消されずに拡大再編されてきた。

日本資本主義は、帝国主義列強にとりまかれた中で、極小規模な工業生産とすでに導入した資本の高度の有機的構成をもつて出発した。その故に、古い農村社会を根本的に解体し、生産者を土地から剥離して、大量の自由な労働力商品を創出する過程をきわめて形式的な浅薄さで実現せざるを得なかつた。権力者は、多分に絶対主義的官僚であつたし、統治するイ

デオロギーもそうであった。

農村には、地主と小作の封建的な隸属関係と広範な極小農の世界が、資本家の農業への展開からはるかに停滞していた。都市の労働力は、女子供の軽工業がようやく植えつけられる程度だった。

明治四年の「エタ解放令」は、翌年の壬申戸籍の中にたちまち解消され、皇族、華族から新平民に到る身分制が立てられた。

明治初期の絶対主義政府は、一片の紙きれをあわてて引込めたのである。そして、日清、日露戦争を通じて、急速に自己を帝国主義国家に形成する中で、農村のおくれた諸関係を根幹として、一切のブルジョア的近代的な発展の道は、ふさがれ始め、むしろ予算措置を与えられて、温存される政策が追求された。農村に滞留した尤大な人口は、安価な労働力の供給源として、わずかな土地にしばりつけられ、超反動思想と帝国主義軍隊の扱い手として蓄積せられた。

そうした中で部落のボスに地方改善費という名の金がばらまかれ、水平運動に対しても同情融和が組織的全国的に展開された。

かくて日帝は、部落差別を再編強化して、朝鮮人、沖縄県民らと共に人民の分裂支配の具として利用し差別的な排外主義思想をあおつた。

部落民は、全体的には、産業予備軍の中に包摂された。けれどもこの予備軍は、決して資本論でいう相対的過剰人口(第

内)にもっているのだ。

土地から切り離される以前に土地を奪われており、村や町や工場の辺境とは云え、社会の一部でありながら、社会から忌避せられ、あれこれの特殊な歴史的不正を受けているのではなく、「非人」として、その全人間性を直接、否定せられている一身分、差別され弾圧されればされるほど、自己の正当性に目覚めることのできる一階層、人間であることを、そしてそれのみを第一義の要求とし、そのためには、火にも水にも退かない。従つて、全てを解放する主体とはならない迄も、それと結合する以外に自己を解放しえない一身分として部落民「穢多、非人」は、いわばプロレタリアートの登場を内的に予告し、その苦悩を先駆し、それとの結合を、一千年間待つていた。

帝国主義の同和策は、日本社会のあらゆる部分において、地域、学校、軍隊、都市、農村、工場の中での問題をぶちこんで、敵対的な人民の分裂を図ってきた。

それ故にこそ、部落民は、あらゆる地点で全面的に日帝を打倒する斗いを組織しなければ、自己を解放しえず、プロレタリアートも又、部落民の斗いを自己の斗いの一環にしなければ、その斗いは、全体的な完結性をもちえず、特權的な差別的な、排外主義におちいるのである。

三、全国水平社から部落解放同盟

大正七年の米騒動は、日本帝国主義のあらゆる支配機構を

(一巻二三章)としてのみ規定されない。(六八年解同本部議

案では、停滞的相對的過剰人口としている。)流動的、潜在的、停滞的過剰人口及び被救恤的窮民達の社会群のそれぞれに結局、部落民は行きかよっているが、部落民は行きかよっているが、部落民の出自は、明白に封建体制の中にある、可変資本と、不变資本の資本の相對的發展によつて直接生まれたのではない。

日本の産業予備軍発生の特殊性—農業問題の停滞的逆転性に因する一の中でも、部落民は、前近代的身分差別の鎖をつけられた一群として、産業予備軍の中の差別的、身分的拘禁を受けた「固定的過剰人口」の核であった。

壬申戸籍を基本台帳とした行政的差別、一切の施政の対象外として放置し、教育の機会をうばい、文盲を大量につくる政策が公然と行なわれ、特高が部落に配属された。

部落民であるということが、離婚の理由として裁判所で認められ、身分を隠したことが犯罪として懲役を課せられた。都市や農村の雜業や「賤業」にしばりつけられてあつた部落民はしかし、重視せねばならないのは、基幹産業部門の中にも極めて差別的にくみこまれていた。日雇い、臨時工、社外工の中に部落民やスラムの住人の多くが働いている。それは、基幹産業の臨時のな付隨的な仕事から基幹的な部門にまで本工と共にくみこまれているのであり、帝国主義の奥深く内包されて差別をうけているのである。

日本のプロレタリアートは事実に於て、部落問題を自己の解体的危機に追いこみプロレタリアートを軸とした全人民の都市、農村を包む全地域的な反乱を実現した。

統一的な指導部がなかつたこの斗いの形成と内容は、しかし、自後の人民に多くの教訓を残した。鉱山、造船のプロレタリアート、あらゆる中小産業部門の職工、都市住民、農村漁村の住民らが、それぞの部署を粉碎し街頭に出て、警察軍隊をやつつけ、大小のブルジョアジーの商店、出先機関、農漁村の行政機關を襲撃した。

労働運動、農民運動は、戦斗化された。

米騒動で多くの犠牲を出した部落民は、大正十一年、戦斗的な全国水平社を創立した。

自后、半世紀間、部落解放運動は、日本階級斗争の独自の分野を激しく展開したのである。

かつて、差別という言葉は、身分、差別をわきまえるといふことで、社会の当然の理、常識として通つていた。

今や差別だという部落民の言葉は告発であり、糾弾という鋭い響きとなつて差別者に迫つてゐる。

左翼三団体とも云われた全国水平社の斗いは、何ものも恐れず、差別の徹底糾弾に向つた。結婚や交際などに於る一般市民の差別事件はもとより、全國部落に根を張る宗教権力本願寺との斗争——本願寺へ差別糾弾、募財拒否を叫んで押しかけ、境内のさい錢箱に上つて演説した。

時の内相の肝入りで、社会運動妨害専門のためつくられた右翼団体即ち國粹会との武装斗争は、部落の寺を拠点に、その

量をめくつて竹槍、日本刀、銃砲で武装して奈良県一帯を戦場と化した。

学校への同盟休校、激烈な小作争議、三大義務（義務教育、兵役、納税）拒否斗争、ブルジョア、マスコミの差別宣伝糾弾。華族制度等、身分制撤廃斗争、（兵庫の北中皮革工場等）大争議、就職差別糾弾、地方行政への地域改善、生活要求斗争等大きな激戦を次々にくり広げたが、なかでも、国家の融和事業や種々の改善計画粉碎の斗いと併行して軍隊内差別に抗議する反軍、兵役拒否斗争と差別裁判糾弾、官憲の差別的暴圧抗議斗争は、権力に対する全国水平社の死斗の圧巻であった。

現在の日共や融和主義者らはこれらの斗争を極めて歪少化し、「個人的な観念的糾弾斗争であった」といふ水平社の暴力をとりあげてもしろ差別を拡大するものだつたなどと学習会をやつてゐる。

これら融和示談屋をブチ殺せ！

なかんづく、社会の圧縮された階級制度を軍規軍令とする軍隊に対する水平社の斗いは壮烈を極めた。問答無用の命令と位階の下に一切の政治的自由を奪われ、圧伏され、常に死地に動員される兵営内の人間の不満は、歪められ、部落民や、中国人、朝鮮人に對する優越と差別で以て、心を和らげさせ、排外的侵略的な、そして、残酷な帝国主義的兵士の精神を醸成させる。

これが軍当局の天皇に帰一させる思想統制の要であつた。

大正十二年伏見工兵隊での差別事件において奈良の福本伍長が差別に抗議する演説を行ない、奈良県下の水平社は、部落出身兵士を盛んに慰問激励し、さらに軍隊内に水平社を組織し始めた。

大正十二年の水平社第二回大会、翌年第三回大会は、「軍隊内の差別に對して陸海軍大臣に抗議する」決議を続けた。こうした隊内の差別事件と糾弾斗争が広まる中でその最も不屈で大規模な斗いが大正十五年のいわゆる「福連事件」—福岡歩兵第二四連隊における度重なる重大差別事件に対する徹底糾弾と、連隊、憲兵隊、警察裁判所による大暴圧であつた。

それは、大正十五年福岡の水平社無産青年同盟員十数名が同連隊に入営し、直ちに、「和田軍曹はこれだ」「エタは朝鮮人みたいだ」「エタは盜人みたいだ」等の差別を掲げて連隊当局に抗議したことから端を発した。

水平社の「連隊は屈服した」というビラが後に「軍隊を侮蔑するもの」として連隊内講演会が破約されて事件は、怒れる水平社対連隊当局、久留米憲兵隊との泥沼的死斗に入った。水平社は九州各地で憤激の糾弾集会を開き、連隊当局の徹底糾弾、在郷軍人会、青年団、処女会、青年訓練所からの脱退、福岡連隊への入営拒否を決議した。

青年の軍事訓練を旨とする青年訓練所においては、水平社の青年達の工作によつて入所者一同「資本家階級の青年訓練所に絶対反対」を決議するところさへ出て來た。

とりわけ、同じ兵営内に起居する部落民こそ、そのよき犠牲者であった。

それは、あたかもアメリカ帝国主義軍隊の兵士が、営内の黒人を差別し迫害する中に、劣種民族としてベトナム人民を平然と屠殺することができる精神をきたえられたと同様である。

部落民の執拗な軍隊内差別撤廃、「融和」の要求と糾弾はこうした帝国主義軍隊内の秩序を乱し、解体させ、元帥天皇の権威をゆるがすものとして軍当局と憲兵隊を恐怖せしめたのである。

兵営内での部落民は「特殊部落民」あるいは、「〇特」などの表示で識別せられ（現在の行政の台帳には同和というハシゴが印されている）靴工卒等差別的軍務につかされて下士官、将校にはめつたに進級させられず、「エタ、ヨツ」等ひんびんたる露骨な差別言辞で迫害された。耐えかねた者は脱營して古沼に身を投げ、又、鉄道自殺をして「名誉の戦士」を遂げたのである。（丹波篠山歩兵第七〇連隊、大正十三年）。差別に抗議しようものなら鉄拳でなぐられ、軍規違反の重罰倉にぶちこまれた。

大正八年シベリア出兵で戦死した三重県の部落出身兵士の村葬の折、参列途中の第五一連隊小野寺大尉が人力車上から差別発言し、その車夫に糾弾された。

それはさらに、松坂の部落青年らによつて軍隊内差別撤廃の抗議陳情書として連隊及び陸軍大臣を責め陳謝させた。

糾弾は更に、旅団長、師団長に迄迫つたが何れも互いに責を転稼し合つて居なおつた。

この事件をめぐつて連隊内には「そんなことをいふと水平社がヤカマシイゼ」など差別が広まりつつあつたが、折も折、同連隊当局自ら、演習の際、部落への宿舎忌避差別事件を引き起した。

それ迄は多かれ少なかれ部落民は、天皇の下四民平等の觀念、軍人勅諭を盾にして連隊と抗争していたが、この集団的差別事件を前後して一転、階級的な反軍的立場を強化した。

福岡の労農党や労働者、農民団体も総決起し、「批判演説会」を開いて応援し、署名、カンパが展開された。

日本のブル新は黙殺しようとしたが、アメリカなど海外では大きなセンセーションを起しつつあった。

水平社は、久留米第十二師団の特別演習に対し宿舎提供拒絶を全部落に通達し、各戸十錢の軍費を指令した。

水平社の連隊との交渉の往来には、憲兵、巡査が厳重警戒し、不当検挙した。

かくて燎原の火の如く、破竹の勢いで帝国陸軍に対する、その大演習に対する差別糾弾反軍斗争が、福岡、九州、全国に伝わり、労農無産団体をまき込みつつあつたとき、大正十五年十一月、権力は、突如として「福岡連隊爆破陰謀事件」なるものをデッヂあげて、水平社幹部青年に大弾圧を加えて

きた。

松本治一郎全国水平社議長以下十一人は当時のブル新号外の大見出しに云うが如く、「陸軍の大演習を機として、千余の水平社同人を集め、福岡連隊の爆破を企つ」という理由で逮捕された。

爆弾なき爆弾事件と云われ、何の事実もないフレーム・アップであつたが、軍当局には水平社の斗いがまさにそのまゝなものとして現実に恐怖せられたのであつた。

下獄する際、松本治一郎は、「憶え巴福岡三四連隊に対する我が全国水平社の糾弾は、実に、差別の伏魔殿である軍隊に対して全特殊部落民の名に依つて投げ与えた一大巨弾であった」といい、いらに「暴虐の砲火を浴びるであろう戦ひの進路を！」訴えた。

そして、松本治一郎、木村京太郎を除く他の者は全て出獄後日ならずして死んでいった。

この後兵営内差別糾弾斗争は、さらに進み昭和二年名古屋練兵場の観兵式で、拔身の銃剣を左手にもつたまま、天皇に直訴し、軍事法廷にかけられた北原二等兵。

昭和三年水平社の中村二等兵は、脱當して奈良の労農党演説会で軍服のまま登壇、軍隊内の差別撤廃、兵士の政治的自由を叫んで逮捕された。

昭和四年陸軍參謀本部地図差別事件糾弾。

昭和五年 豊橋歩兵第十八連隊上官の連續三件の差別に対する糾弾が相つぎ、昭和九年陸軍予備役、佐藤中将の万朝報部落・沖繩・朝鮮人・中国人等に対する差別的排外主義思想の解消を目指した。

軍斗争は散華した。

そして帝国主義に屈服し、同和された部落民の姿は、傷ましい「爆弾三勇士」の二人であつた。

部落民の糾弾斗争は、兵営内の政治的自由、階級制の撤廃、部落・沖繩・朝鮮人・中国人等に対する差別的排外主義思想の解消を目指した。

従つて帝国主義軍隊の解体を内にはらんだ斗いであつた。差別裁判所に対する実力斗争は、大正十一年高崎区裁襲撃事件、昭和八年高松差別差別裁判糾弾斗争である。

前者は、郡馬県下の水平社同人が、差別事件の糾弾中に、警察に検挙され、一度は警察に押しかけて奪回したが、再び高崎区檢によつて捕まつた。

五百余名の部落大衆は怒つて、高崎区裁にすわりこみ、憲兵隊と直接対決した。

さらに関東各県からの応援部隊は警官隊軍隊と衝突した。これは、官憲の徹底した武力弾圧の下に、三十余名が騒擾罪で罰せられた。

高松裁判の差別は、香川県下の部落民に対する結婚差別を法的に承認した事件である。

「特殊部落民でありながら、自己の自分をことさらに秘し、甘言詐術を用いて彼女を誘惑したるものなり」という判決は、直に、全国の部落に伝わり、前代未聞の大斗争が、爆発した。身分的賤視觀念による差別裁判の判決を取り消せ！

差別裁判の犠牲者・久本・山本を即時釈放せよ！

紙上に於ける差別及びそれをかばう第六師團に対する糾弾斗争は、第二の福連事件とも云うべく、再び九州から全国的に發展した。

部落大衆は、憤怒の中で「三大義務の拒否」を絶叫し、大演習に際し、「不穏行動を敢行せんとする風聞」が当局を恐れさせた。

昭和八年、沖繩県出身兵士と部落の兵士への差別を水平社同人が糾弾し、紛争した。

昭和十年、久留米工兵隊に於ける差別事件の糾弾に於ては、第十二師團長、參謀長らは陳謝し、訓示を垂れ、大演習には、危険な部落民の召集を取消し、九州全島の取締關係を集め強化して鎮圧した。

昭和十九年には、応召軍人の觀送式の際の差別が糾弾された。

以上の事実は、官憲側の探知した資料に基く記録であるが、朝鮮・中國大陸への帝国主義戦争を担う兵営内で糾弾権を公然と主張し上官を指弾し、陳謝させる行為が、如何にすぎまい斗いであつたか想像に絶する。

けれども、全国水平社は、昭和十三年以降急速に帝国主義に屈服し始め、國体内的融和運動に大合流し、遂に解散に追い込まれた。

「死して尚已まない悲壯なる」斗い、「資本家地主の政府を倒すこと」を差別撤廃の第一条件とした(松本治一郎下獄の檄)斗い、その頂点に立つ帝国主義軍隊内差別徹底糾弾と反對したが、全国百八十二の斗争委がつくられ、「差別裁判糾弾全国部落代表者會議」が、二十二府県代表六百人によつてつくられた。

在郷軍人会と青年団が斗争の先頭に立つた。大規模な請願行進隊が九州博多から出発した。

警察は包围し、デモ禁止、人數制限等、あらゆる干渉圧迫をしたが、全國農民組合、社会大衆党、労農弁護士団等、無産團体の熱狂的支援を受けて、大衆集会五十六回を貫徹、司法大臣、檢事総長等を圧倒した。

日共は「赤旗」で「労働者農民は、政治的無権利の元兎天皇制と斗う全水の兄弟を支持せよ」と呼びかけた。

三浦裁判長の退職、白水検事・高松警察署署長の左遷、犠性者の仮釈放がからとられ、司法次官は、差別撤廃の通牒を出した。

それは差別裁判の元兎である裁判そのもの、國家権力そのものを打倒する斗いに迄发展しなかつたが、そしてそれは、そうした裁判の差別的帰結に対する部分的勝利であつたが満州侵略から「大東亜戦争」への国内体制を整備せんとした日本帝国主義への一大痛撃であつた。

（戦前の差別事件数）

（内務省、警保局調べ）

（水平社組織人員数）（同）

件数	年	次	大正	昭和
854	12			
1,051	13			
1,025	14			
825	15			
567	2			
620	3			
482	4			
552	5			
615	6			
652	7			
752	8			
824	9			
715	10			
650	11			
474	12			
499	13			
417	14			
373	15			
348	16			
294	17			

官憲の水平社に対する弾圧は次の如く露骨であった。

(一) 所謂差別の又侮蔑的言動ヲナシタリト称シエヲ糾弾スルタメ多人数押シカケルコトヲ防止スルコト

(二) 齊迫的糾弾行為ニ対シテハ若シ強ヰテ之ヲ為ス者アラバ警察犯处罚令（ノ強談威迫等）又刑法齊迫罪等に依テ処スコト

(三) 謝罪ニ就テ新聞廣告又は印刷物等ハ之ヲ要求セシメサルコトシ謝罪ヲ取ラシメサルコト

(四) 謝罪ハ個人間ノ問題ニシテ水平社タル団体ニ対シ謝罪セシムルカ如きコトナキ様ニスルコト

（大正十二年四月八日）

奈良県警察部長より各警察署長宛

また、労働運動と連帶し、全農全会派など戦斗的農民運動の拠点として、又、労農左翼政党の推進団体として「水平運動」は、自由主義的傾向から出発し、根強い大衆運動を開拓し、天皇制ボナルティズムに対する暴力斗争として開化したが、基本的に日共・社民の指導下にあった。

とりわけ、日共理論は、運動母体が初期とは違つて、部落の無産の青年らに担われ、日帝の根幹、軍隊や裁判所に斗争が發展して行く勢いを反動的に歪曲し、あるいは、水平運動そのものを解消せよといい、又結局、部落の斗争を二段階路線の民主主義運動に押さえこむこと、そして「大東亜共栄圏」をめぐる帝国主義戦争に水平社が屈服していく道をはき清めたのである。

一九三一年の「水平社解消意見書」と一九三三年の「部落委員会活動」は、スターリン主義テーゼを無批判に部落にもちこみ、戦争と不況の中で激發する矛盾を支配階級に向けつた部落大衆の斗いを解消し、右施回させた犯罪的な理諭である。

前者は、二年テーゼに基いて全社会が資本家と労働者に二極分解しつつあるので、水平社という身分組織は、反動的である。部落民は労働組合か農民組合に入ればよいという「左翼」的な形で水平社の解消を指導部の主なメンバーが大会で提唱し、大混乱を起した。後者は、三年テーゼに基いて、二段階革命論の中にとりわけ、経済的要求、「世話役活動」などに力を入れて、部落問題を位置づけたのである。

（水平運動に伴う「犯罪」検挙数）（同）

人員数	年	次	大正	昭和
36,000	14			
44,000	15			
47,925	2			
43,294	6			
28,000	7			
33,133	8			
35,903	9			
35,527	10			
38,449	11			
40,492	12			
56,500	13			
39,855	14			

両者はいずれも、レーニンの提起した帝国主義段階の現実を何らふまえず、資本主義体制内で部落問題が解消されるという前提にたち、社会の部分的問題としてこれをとらえ、最後まで残った日本階級斗争の鋭い矛先をねじ上げたのである。即ち、全国水平社青年同盟—水平社労農党支持連盟から、解消意見の急先峰II「水平社解消斗争委」にたち、一転して部落委員会活動を提唱したグループは「部落厚生皇民運動」に右翼転向した、その総括の中には、このことはつきりと後づけている。いわく、「水平社運動の發展の歴史は、大体三つの時期に區別して見ることが出来る。第一期は、創立大会より第四回大会まで、この時期の特徴は、政府改善施設に対する反対と顕現的、差別事象に対する観念的、個人主義的糾弾斗争である。第二期は、第五回大会より第十回大会まで。この期間における特徴は、自由主義的運動と階級主義的運動の結合と、そのため生じた内部的混亂である。第三期は、昭和七年以後現在に至るまで、この時代は、水平社の内部から、解消運動が台頭したことによつて、特徴づけられる」と。昭和十二年「非常時に於ける運動方針」、昭和十三年「举國一致」への大変節をなして、全国水平社が昭和十五年官制融和団体、中央融和事業協会と融合して「大和報国会」をつくって、帝国主義の侵略戦争に加担していった事實を、我々は深く自己批判しなければならない。

戦場にも、兵営にも、そして、銃後でも差別は貫徹された。全水内に残ったスターリン主義者と社会民主主義者は、左翼

政党や労農組合と共に、戦争に協力した。全国水平社の栄光ある斗いは汚された。そして、戦後の部落解放斗争は、この誤りを根本的に反省することなく、アメ帝の進駐軍の「民主化」の幻想の中で、荒廃しつくした部落から先ず、融和主義者との合同で大会を開き、部落解放全国委員会（昭和二十一年）を結成することから始まった。

占領軍は、平等という名の下に、戦前からの融和事業への予算を打切つた。部落は、敗戦によってふくらみ、失業者がふきだまつた。だが、昭和二十六年京都での「オール・ロマンス」差別糾弾斗争・昭和二十七年、和歌山西川県議差別糾弾、昭和二十七、三十二年の大阪府下での金属屑營業条例反対斗争等、地方行政当局の差別事件に対する大衆的直接糾弾一差別行政反対斗争や、昭和二七年、福岡古賀町基地、岡山県日本原基地（昭和二十八年）、郡馬県妙義山基地（昭和二十八年）、和歌山大島基地（昭和二十八年）、岡山県横井旧陸軍射撃場開墾地斗争、板付基地拡張反対斗争（昭和二十九年）等の反基地斗争、和歌山県、広島県、高知県等の学校の差別に対する盟休斗争、福山差別裁判等、差別裁判への糾弾（昭和三十年）の部落大衆の蜂起の中で部落解放運動は、融和主義者と分裂しながら力強く復活した。

それはさらに、昭和三十三年、高知、和歌山、京都を中心とする勤評斗争での教師と解同との共斗、大阪、京都を中心とし、組織の飛躍的拡大を実現した。住宅要求斗争（大阪失田昭和三十三年）、昭和三十三年、失田中、昭和三十六年八尾昭和三十三年）、昭和三十三年、失田中、昭和三十六年八尾

たるんでしまつた。

日共や日本の声ら融和主義者は、先を争つて帝国主義的国策の推進にはげんでいる。

七〇年代階級闘争の中の部落解放斗争は、これらのスターリン主義者や、社民の姿をした融和主義者の指導部をぶちこわして、部落民の大衆的な直接行動を無限に開放し、全國の部落六千に散在する軍團として、帝国主義権力と交戦する革命戦争として実現せねばならない。

その為には、これ迄の水平社や解同の理論を根底から批判し、粗野でむき出しの荒々しい暴力斗争の事実を復権せねばならない。

四、七〇年代、革命的部落解放斗争の展望

部落解放運動の唯一の正しい立場は、労農派、旧講座派系統の不毛の論争をふみこえたマルクス・レーニン主義の立場以外にはない。現代資本主義はその巨大な生産力にもかかわらず極小部分の資本家の独占的専断があらゆる部面を掌握し、一切の人民のブルジョア的發展はゆがめられ、世界戦争の際に分断され、百年來の民主主義的課題も全て抑圧されて来た。買収された上層プロレタリアートの分裂は深まり、更に幾層にもなつて奇型的にプロレタリアート人民の差別の断層が發展している。近代化、合理化政策とは、プロレタリア人民の胸を裂くような扁差をともなつた分解と再編の過程であり、帝国主義体制

中、昭和三十七年高知県興津等学校に於ける矛盾の爆発。昭和三十五年安保斗争、三池第一組合長差別糾弾斗争、昭和三十九年信太山自衛隊差別、姫路自衛隊差別糾弾斗争と発展した。

これに對して、朝鮮戦争以後、そして日韓条約以降、政府は一段づつ積極性をましつつ戦前と変わらぬ同和行政、司法、教育当局による融和差別政策をくりひろげて来たが、それらに対する激しい斗いは、しかし、部落委員会方式を基本にする日共らの指導によつて、地方行政の予算獲得運動に転化され、鎮められた。

即ち、部落大衆の激しい大衆団交方式による地方行政権力への差別行政徹底糾弾の全国化は、一九五八年（昭三三）「部落解放国策樹立要請国民會議」の方向に向けられ、昭和三十三年、同和対策審議会設置、昭和四十年同対審答申、昭和十四年、同和事業特別措置法制定の中で、答申の完全実施運動に集約されようとしている。

同対審答申、及び特措法は、部落民の要求項目をとつて、部落を再編強化する帝国主義社会政策に転化し、部落解放運動を骨ぬきにする意図が、「近代化」路線の擬装で貫徹されている。

それは、部落問題が、現体制の中で解消され、一切は、予算的措置の多少にかかつてゐるのか如き幻想で飾られている。この功利的な幻想実現運動の中に、重大な差別事件、例えば狭山差別裁判が完全に見失われ、権力に対する緊張関係は我々は一掃せねばならない。

「部落解放運動は社会主義運動ではなく民主主義運動である」「秩序を旗印に斗う」など官民合同の融和主義者は叫んでいる。

近代的な生産関係に、上級学校に入る事が部落解放である、粗野で乱暴な性質を上品にし、標準語をつかうこと、一般民みな文化や生活を高めることを日々に語つてゐる。

近代都市の基幹部門に部落民は、單に排除されているのでではなく、造船、鉱山、港湾、土木、輸送部門、都市の自治体の現業部門等に差別的に組みこまれてきたのであり、産業予備軍として、広範に放置されている事実こそ、帝国主義ブルジョアジーの重要な政策なのだ。

帝国主義体制そのもの、高度に発達した金融資本と最も遅れた身分差別を不可分に理解することをぬいては、帝国主義段階の斗いはありえない、帝国主義国家とその社会政策一同和Ⅱ融和政策の全てを粉碎する斗いを構想しうる理論、世界

的には、独占資本と植民地争奪、民族抑圧を不可分に結び、先進国プロレタリアートと民族解放斗争を世界革命の展望の中にはつきりと示さなくてはならない。

陛下の赤字、陛下の兵士として、あるいは民主憲法下の市民として平等を夢想するのではなくて、正面から帝国主義を打倒する斗いを宣言し、おのれらの権力樹立による新しい社会の建設にこそ部落解放斗争があることを明らかにせねばならない。

「部落委員会活動」理論は、二段階革命論の部落版であり、官民合同路線の支柱となつて部落民の斗いを民主主義運動の体制内に押しこんできた元凶なのである。

支配階級は、融和主義者と結んで階級対立を一般民と部落民の対立にすりかえ、部落の前近代性を強調することによつて一層部落を差別し、一般社会を美化しようとしている。

二段階革命の部落版は、これと基本的に合致する。部落差別を先ず解決し、部落民を一般なみのプロレタリアートにして、それから階級斗争をやるという「身分斗争と階級斗争」の犯罪的なごまかしがこれである。

帝国主義の融和政策は、アメとムチによつて行政各部門、教育、司法当局、資本家の手で都市工場や農村、学校等で展開されるが、そついつた同和策の一つ一つを打ち碎くことが、日帝打倒、部落解放斗争の主要な戦術となる。

「同和事業特別措置法」やその十ヶ年計画に何らの幻想ももつことなく、これが流动し拡大されてゆく都市部落、破壊粉碎せねばならない。

資本家たちによる部落民に対する就職差別を粉碎せねばならない。

又、臨時工、社外工、日雇い、組夫など職場における本工との植民地的な差別待遇を、合理化、近代化政策の根本問題として斗わなくてはならない。

それは、就職をすることによって、又、本工に常雇になることによつて解决できるという日和主義ではなく、差別的な本工、臨時工体制そのものの打破に向う斗いでなくてはならない。

こうした国家と資本による差別政策にのり新聞、テレビ、雑誌などのマスコミの差別キャンペーんがますます広まつてゐる。

ブルジョア体制のこのタイコもちに眼にものを見せてやらねばならない。

同和政策の全体系を粉碎するために、我々は、あらゆる地點に力をもたねばならない。

我々はすでに、四三年八月総理府包囲斗争から豊中高校実力糾弾、浦和地裁占拠斗争を斗つてきた。

これは、部落解放斗争が暴力によつてしか進めることができず、事実そのようなものとして、大衆的に爆発してきた歴史に基いてゐるのであり、一切のブルジョア的权利をうばわれてきた人民の当然の姿である。

ブルジョア法でさえ、人民に統治能力を失い腐敗した政府

され停滞する農山漁村部落を再編し、温存する政策の要であり、部落のボスの育成費であること、斗つた大衆の懷柔費となることを暴露し粉碎せねばならない。

コンクリートで部落をぬり固めても、差別の論理はかくせない。差別の学校に對しては解体的な斗いが展開される。

日本の公教育とは、人民の子弟に徹底的な階級教育をたたきこみ、自己の序列を自覚させ、あきらめさせる所である。通知票の一と二の宣告によつて、多くの部落の青年の人間的発展に絶望が与えられた。

高校や大学に進学することは、ただそこを解体し、砦と化して斗う為である。

教育の全体系を解体しなければ、学校における差別は絶えない。同和教育とは、差別を和解させ、うやむやにし、部落の差別的な同情をかきたてるものであつて、部落の生徒がパリケードを築くことこそ教育労働者の追求すべき任務である。

今もなお、狭山差別裁判、徳本差別裁判、毎山差別裁判等、司法権力による差別は、特に露骨であり、部落を惡の巣とみなす偏見をあおるため、差別的な検挙を平然となし、部落民であることを理由に罪科を加えている。

無数の差別的な人権じゅうりんの事件を放置してきた上に、それに抗議する者をかたつぱしから逮捕する。

この司法権力の仕打ちは、帝国主義の同和策のあからさまな姿である。

我々は公正な裁判ではなく、そうした権力機構そのものを

に反乱する権利を承認している。永い斗いで打ちたてられてきた部落解放斗争の暴力権は、七〇年代階級斗争の中で軍事的な武装を遂げる。

帝国主義体制そのものに無自覚な暴力は、ブルジョア的な正当防衛権として、たえず、歪曲化され、体制内に吸収される。メーテー事件の弁護活動のように。

自分が人権をふみにじられたからやつたのだといふ時、即ち正当防衛だといふ時、暴力自ら、おのれの本性——新たな社会を孕むあらゆる旧社会の助産婦——を殺してしまう。

だが、部落民の斗いがどのように歪曲せられていても、何ものも防衛すべきものがない以上、何ものかへの獲得の動機であり、本来的に攻撃的である。

そしてそれは、土地や家や金銭を得ることによつては、胸につけられたケモノの皮の烙印を消すことが出来ない故に、否、むしろそういう私的所有の總体が、部落民の宿命の因果である限り、何ものかへの暴力の発条こそは、ブルジョア的ワクをはるかに越えて、急進的であるが故に、根抵的なもの、盜奪された一切のものの奪回、即ち、人間性の全的な回復を志向するのであり、そうした人倫の近代的な喪失感としてのプロレタリアートへの結合以外の何物でもない。

従つて部落民の糾弾権＝暴力権とは、単なる暴力でもなく、

又、ブルジョア的な正当防衛でもなく、人間—非人—人間への向的回帰への血の滴る媒介項なのだ。

少くとも、国家が壊滅独占している武装にうかてる武装を人民は、自衛的に準備しなければならない。

部落解放同盟と全国部落研連合の戦闘化を通じて、新たな軍団が形成されるだろう。

プロレタリア本隊の正規軍の中で、幕末の奇兵隊中の屠勇

隊の如く、それは最も戦闘的な連環を果すだろう。

都市と農村との革命的な連環を果すだろう。

全ての内的条件がそろった時、七〇年代の夜明けを告げる雄鶏の高啼きは、新たな人間史としてこの革命の時代を切り開くであろう。歴史の有と無の弁証法が火炎となつて転回するのである。

おのずから
すさびゆくなれ

容れられぬ人の世なれば
にくき世なれば

太陽もほろべ
人の世もほろべ

かくて我等も
ほろぶべきなり

秋 村 生

（大正十一年七月発行

全国水平社機関誌「水平」第一号より）

特 集 狹山差別裁判糾弾闘争

——獄中からAさんへの便り——

目をみはる石川君の成長ぶり

先日はお便り等心からうれしく拝見いたしました。読んでいるうちに改めて私自身の置かれている痛恨の立場を思い、身の内より震えて来るのを抑えることも出来ずに、感激と口惜しさの混つた涙を流しました。私の為に支援して下さつている皆様方の大きな存在を私はどれ程心強く思い一日たりとも忘れていない事をどうぞ知つて下さい。

貴方様達には、私の為に一方ならず御力添えをいただき本当に御礼の申上げ様も御座居ません。ありがとうございます。

文明国日本のそして世界一大都市である東京の副都心、池袋の繁華街の一廓に私の居る東京拘置所、私にとつてこの見慣れた冷めたい塀と二重に施された鉄格子とそれにも飽きたないのか太い金網の張り巡らされた独房は私のあらゆる真実と正義との拒絶するのにあり余る圧力を示しております。私は何故、どうして此處に閉じこめられて居なければならぬのでしょうか。私は今迄にこの間いかけを自分に、そして返事をしてくれない冷たい壁に向つて何回繰り返して来たことか、そしてあるときには、神に仏にと手を合わせ心を込め

て祈り問い合わせて参つたか分りません。七年間という数字は二千五百日を優に越えるものであります。赤子が此の世に生みをうけて育ち、小学校の上の時期が来ても未だ余る程のものがあります。誰にこの苦しみを訴え、誰を恨み誰をのろえば私の苦痛は癒されるでしょうか。

私の青春時代は灰色に閉され、自分自身、全く覚えのない罪によつて絶望的な死刑といつて極刑を背負つて過ぎて参つたのでありました。私は惜しくて気が狂いそうになることが何度かあります。鉄格子と金網に区切られた視界には無限に続く大空があり、獄の中とは言え鳩やスズメが楽しげに水浴びをしているのが見えます。夜にもなると拘置所より高いビルのあちらこちらからキラキラと色とりどりのネオンサインが私の眼の中に飛び込んで参ります。私がそれらの光景を毎日どのよくな気持で見詰めている事か、とてもこの気持を筆舌に尽すことは出来ません。あ、あの燈の下ではたして何人自由を謳歌し、平和な昭和元禄を味わっている人が、今ここに絶望のどんぞこにある者の叫びを知つてゐるだろうかと、

底知れぬ寂しさと悲しさと愁ろしさを味わっています。然し私は私を裁きそして死刑を宣告した裁判官個人に対しても何の恨みもないのです。そして現在の高等裁判所の判事に対してもこの気持には變りありません。彼等は等しく権力と偏見によって成る司法権力に尾を振る氣の毒な走くでしかないです。だが個人的な恨みはないにせよ、私を無実と知りながら、犯人に仕立てあげねばならない司法機構と権力には絶対に服従いたしません。そしてどれほど迫害を受け苦しみを受けようとも私は勝利をこの手につかむまでは闘い続けてゆきます。私が現在闘っている相手は余りにも巨大であります。然しそれだけ闘いがいのあるものと自分自身に常に励ましているのです。追害されざる程勇気とファイトがムラムラと動いて参ります。國家権力というものの司法権力というものは、裁判は勿論の事あらゆる役所の末端にまで及んでいます。

狹山差別裁判実力糾弾斗争経過

全國部落研連

別検挙された昭和三十八年五月から実に七年目である。

「狹山事件」の被告石川青年に対する救援活動は日共系の国民救援会の「石川さんを守る会」が当初あつた。それは「公正な裁判」を要求する彼らの運動の一つだった。彼らの温情的な救おう運動の中でこの差別事件は全くいんぺいされていた。今年の雑誌「部落」の中で国民救援会の事務局

長齊藤は石川青年が真犯人であると昨年迄思っていたと驚くべきことを平然といつてゐるが、この程度の運動であつた。

部落解放同盟の本部は、第二〇回大会と、第一四回大会に救援の決議をし、一冊のパンフを発行したのみである。

我々の具体的な行動は豊中高斗争が夏休みで終息させられた頃より開始された。

八月十日 阪大に於ける部落研修会で、豊高斗争勝利の総括と共に秋に向けて狹山差別裁判の徹底糾弾が確認された。

九月十四日 大阪住吉商で狹山差別裁判糾弾の討論集会をもつ。

九月十八日 五〇人余で大阪地裁へ抗議デモ

十月五日 底辺人民連帯政治集会で狹山差別裁判を大衆的に暴露、徹底糾弾を宣言

十一月三日 狹山差別裁判糾弾全国代表者会議で第一派行動を討論（龍大）

十一月十三日 決起集会（東京）

十一月十四日 朝六時より八時、全國部落研連決死隊五人、浦和地裁同地検本館占拠実力糾弾運動を討論（龍大）

差別検挙、差別判決の元兇の頭上に起つて「狹山差別裁判実力糾弾」「全國の部落青年総決起せよ！」の二本の垂れ幕をおろし、部落解放、日帝打倒を叫び、約一時間埼玉県警機動隊と対決格斗した。決死隊は占拠した本館二階上り口に机とイスによる厳重なバリケードを築きカワラ数百枚、火炎瓶九本、鉄パイプで以て応戦、一度は二階上り

す。この事だけはどうぞ忘れないで知つて下さい。明日にも、いや今日にも誰が第二第三の私が現れないと言い切れるでしょうか。現に此處に私がいるではありませんか。この味わつて来たかとということを一身を挺して応え訴え部落解放運動の先づく立つて闘つてゆく決心であります。私は無実の罪を晴らすまではぜつた負けません。どうぞ今後とも御声援の程をお願い致します。

さようなら。

一九六九年九月一六日

石川一雄

〇 十一月十四日 同じ日「石川さんを守る会」日共系、第一回総会、決死隊の実力糾弾を聞き会場内、浪ばい動テン。口に迫つた機動隊を撃退した。火炎瓶は玄関前に火柱を立ててさく裂した。

十一月十四日 同じ日「石川さんを守る会」日共系、第一回総会、決死隊の実力糾弾を聞き会場内、浪ばい動テン。この事件は朝日など、ブル新は大きくとりあげた。部落研は折から佐藤訪米阻止の十一月決戦の中で、反戦派労働者、全学連らの斗いの一環としてこの斗争を位置づけたものであり、十一月決戦の底辺人民からの呼応であった。

部落解放同盟本部は、当初これは自分らに何の関係もないという姿勢であったが、徐々に変化。むしろこれを自分達の無為の反省契機にしようとする動きが出て來た。暮の中執では狹山差別裁判糾弾を戦前の高松裁判斗争的に盛上げることを決定した。

十一月二二日～二三日 全国高校部落研集会（福山）で、部落の高校生を代表して荒井君がこの差別裁判を権力打倒の立場で激しく訴えた。

十二月六日 二人の決死隊起訴される。

〇 十二月十九日 大阪農林会館で浦和地裁実力糾弾斗争勝利報告集会。七〇〇人。

井上清氏「かつて一九二二年全国水平社を全国部落民の歓呼と熱狂のうちに成立させ、解放運動を燎原の火の如く燃え上らせた差別に対するあの怒り、私はその現代における典型を五青年の差別裁判糾弾の実力斗争において見る。」

と講演。

一月十一日 大阪解同青年旗びらきで、部落出身作家・土方鉄氏、狹山差別裁判について講演。

一月十五日 解同京都府連大会で、差別裁判粉碎の請願行進隊を決定。さらに、

五青年を評価して、「昨年十一月には五人の部落の青年は浦和地裁の一時占拠という行動をおこない検挙されたが、その糾弾の方法が何たるかは別として、これも差別裁判を糾弾する我が兄弟の激しい気持を表明している」と。

二月四日 起訴せられた二人保釈出所

二月十五日 住商にて関西部落研連総会

二月二十四日 大阪で、底辺人民連帯政治集会、三〇〇人、狹山差別裁判と入管法粉碎が確認された。

三月一日 解同中央委員会で行進隊正式決定。

三月二二日 解同全国大会で、狹山差別裁判糾弾・石川青年奪還決議。部落研、東京拘置所に即時釈法を要求。糾弾状手渡す。

三月四日 解同、法務省に抗議。

三月十一日 草共同集会で部落研代表が決意表明。

これより先、69年12月1日、歴史学者、奈良本辰也、井上清ら文化人、五青年の行動にアッピールを発して差別裁判糾弾斗争に連帶を表明、連帶の会を結成する。

日共系の「守る会」の趣味的運動は、我々の実力糾弾斗争に対し敵対的な姿勢を始めた。前記の国民救援会事務局長

する最低のものだった。それは高松差別裁判糾弾斗争よりもかにはるかに劣つた不熱心な交渉であった。未だに何処の部落にも解同のこの裁判糾弾のステッカー一枚はられていないのだ。部落青年を中心とする全国部落研連は司法当局への実力斗争と同時に独自の部隊で部落へ部落へ深く進出すると、斗う全人民の総結集した草共同関西集会で決意表明した。

東京拘置所長への糾弾状

我々は部落の兄弟石川一雄君の即時釈放を要求する。彼は部落差別に基く、

デッチあげ差別裁判によつて不当懲禁された。東京拘置所の責任者は即時引責自決せよ。

一九七〇年 三月四日

職業無職

全国部落研連

澤 山 保 太 郎
昭和一九年一月一七日生

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四四年一二月六日

浦和地方検察官 殿

検察官 殿

浦和地方裁判所 殿

本籍 高知県室戸市吉良川町乙二、九五六番地
住居 大阪府寝屋川市錦町一三番六号

被告人は、ほか数名と共に謀のうえ

第一 昭和四四年一月一四日午前六時ごろ、浦和市常盤一丁目八番二八号所在の浦和地方裁判所長三淵乾太郎管理にかかる同裁判所構内および序舎内に故なく侵入した。

は「私は、守る会運動の正しくない偏向に気付きました。つまり『差別裁判だ』『デッチあげだ』という一面のみを強調し、真に裁判の公正を守らせる『裁判批判』の大衆運動になつていいということです」とい、我々の実力行動に対しでは頭から「石川一雄君を救い出すたたかいに大きな妨げ」だと主張している。日共直属の部落「解放運動」(彼らの主な目的は「差別者の人権を守る」と称して、東上高志事件、矢田事件、八尾市会事件、豊高事件等の差別者擁護と解同分裂解体キヤンペーンである。)の中央反革命機関紙は最近、我々の行動を「マンガ的」であるといつて権力をかばつた。

部落解放同盟本部は、救援決議やパンフレット活動からようやく本格的にこの差別裁判への斗争に乗り出そうとしている。解同本部機関紙七〇年新年号は、狹山差別裁判事件をとり上げ、その中で「石川君への差別裁判は全国六千部落三百万人のひとつに對する権力の挑戦であり、これをばねかえし、石川君を奪還することは、いま部落解放運動にとってなによりも重大な緊急の課題である。五人の学生の浦和地裁占拠事件は、正にこのことを鋭く告発しているのである。」と訴えた。全国大会では、この差別裁判糾弾の全国行進隊が決定されたが、しかし依然として同和事業特別措置法の予算要求の影になつて、例えは大会翌日の各省交渉で法務省に対する抗議糾弾には大会参加者千五百人中わずか三〇名足らずであり、その抗議内容たるや、差別裁判そのものは問題にせず、マスコミの差別キヤンペーンの調査を人権擁護局に要求

なお、五人の決死隊は現場で全員逮捕されたが、五人とも完黙、後実力行動の正当性を主張、五人の中三人は、警察での二三日間、鑑別所で年末迄拘禁、後釈放されたが、二人は浦和地裁に起訴され、後、大阪地裁に移送決定。三人の高校生は、学校側の弾圧により、退学、及び休学にされている。

第二 同日午前六時ころから同八時ころまでの間、同裁判所において、同序舎本館の屋根瓦（長さ約一九・八メートル）およびその周辺の屋根瓦（約一四八・五平方メートル）を鉄パイプを使用してはぎとりまたは叩き割るなどして破壊し、もつて前記浦和地方裁判所長管理にかかる建造物の一部（被害額約五九万九・五〇〇円）を損壊した

第三 同日午前六時ころから同八時ころまでの間、同裁判所において、他人の身体・財産に対し共同して害を加える目的で、鉄パイプ數本・火炎びん數本・瓦破片多數を兇器として準備して集合した

第四 同日午前六時ころから同八時ころまでの間、同裁判所において、瓦破片を投てきするなどして、同裁判所舎の窓硝子八五枚を破壊し、もつて數名共同して同裁判所物品管理官同裁判所事務局長深海忠五郎管理にかかる器物（被害額約一万六・四八〇円）を損壊した

第五 同日午前六時五〇分ころから同八時ころまでの間、同

裁判所において、被告人およびその共犯者らを前記犯行の現行犯人として排除検挙するなどの任務に従事していた浦和警察署長砂永清作指揮下の多数の警察官に対し、瓦破片多数・火炎びん數本を投げつけるなどの暴行を加え、もつて右警察官らの職務の執行を妨害したものである。

罪名および罰条

第一の事実	建造物侵入	刑法第一三〇条
第二の事実	建造物損壊	同法第一六〇条
第三の事実	兇器準備集合	同法第一〇八条ノ二第一項
第四の事実	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	同法第二条

第五の事実	公務執行妨害	刑法第九五条第一項
第六の事実	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	同法第二条

昭和四四年十二月六日

浦和地方検察官

安藤正男

狭山差別裁判実力糾弾への道

帝国主義の同和策

帝国主義司法権力による部落への「同和策」の現実は、形ばかりの同和問題解決の立法「同和事業特別措置法」（一九

六九年六月）のメダルの裏である。

ず、翌明治五年には、「王申戸籍」で以て、行政的、法的に部落民の差別的地位を確定し、くりかえし法廷で部落民である事で以て、罪科を課して来た。

基本的には、農村、都市の雑業、「職業」にしばりつけられた産業予備軍として、部落民は、極端に劣悪な環境と貧困の中での、差別の鎖を引きずりながら拡大再生産されて来たのであった。

それには、単に差別的に部落民に対して行政施策をネグレクトし放置して来ただけではなく、一層積極的には、差別に抗議し反逆する部落に、特別高等警察課等の治安の取締りと、鳴り物入りの融和事業が、各界反動名士を含む融和団体の手によつて加えられた。

もちろん、それらは、部落のボスの育成費として費消せられ、部落民の自主的な解放斗争をごまかすものであった。

人民統治の基本台帳である差別的王申戸籍と司法権力による差別の放任、差別的処遇、検挙、判決、自主的解放運動への大暴圧は、アメの温存策——融和事業と表裏をなすムチの懲罰であった。

それは、市民社会の差別的人権じゅうりんの法的な默認のみならず、権力による差別の法的執行行為であり、それ故に、赤子一如、四民平等の社会的幻想が部落の底辺から不斷に鋭い亀裂と不信を生じ、呼び起こすのである。順わんとする者が、必然的に反逆せざるを得ない矛盾を蓄積する。

狭山差別裁判の背景

石川一雄君に着せられた極悪非道の罪惡のぬれ布は、差別の歴史的背景に裏打ちされている。

江戸時代の苛酷なエタ取締りの布令——一般民と立ち交わつてはならないとか、髪はザンバラにし、胸に四寸四方の毛皮をつけるとか、エタの命は、一般町人の七分の一であるとか、を原型として、司法権力の差別は今ほば次の如く、展開されている。

第一には、本狭山事件等にみられる形態であつて、部落を暴力と惡の巣であるかの如く見なす偏見に基いて、兇惡犯の適當な犯人がいない場合に、部落民を特に集中的に捜査し「部落狩り」をやり、デツチあげる。

この種の事件として大きくとりあげられたのは、戦後間もなく、奈良県五条署に於ける強盗殺人事件であり、その近く

の大島部落出身の一青年が犯人にデツチあげられた。

彼は別件でパクられて、エビ責め、逆つるし等あらゆる残忍な拷問の中で「自白」を強要されたが、当時の部落解放全国委員会の糾弾によつて、すつかり警察のうそがバクロされ、五条署長は、クビになつた。

又、昭和三十年頃、京都市の五番町事件の殺人犯に部落民と朝鮮人らがデツチあげられたが、真犯人の自首によつて、警察のたくらみはくじかれた。

そして、昭和三十二年に起きた、いわゆる徳本事件は、狹山差別裁判と共に、今こそ我々部落の兄弟が、無実の差別裁判として打ち碎かねばならない。

兵庫署に自動車強盗犯人として八年間も獄窓につながれ、最高裁への上告も、再審請求も全て却下され、しかも徳本吹喜雄氏自身が追究し、見つけだした真犯人が、はつきり存在しているにもかかわらず、徵役七年六ヶ月を受けたのであった。

「徳本は部落民であつたため、ひどい目にあつた」と警察の刑事でさえ語っている。

第二の形態は、結婚差別に基く訴訟事件に関して警察、裁判所が、差別者に加担し、部落民である身分をかくしたとして下す露骨な差別裁判である。

明治三五年、広島で、夫が部落民であること理由に、離婚を申し立てた。

広島控訴院は、「抑々穢多は往古より最も卑賤の一種族と

我々は、その中で特に大きな事件として、大正十二年の国粹会と水平社の武装闘争、郡馬県、高崎区裁襲撃事件、そして、大正十五年の「福岡連隊爆破陰謀事件」等をあげよう。

時の内相、床波が肝入りでつくつた国粹会―社会運動の妨害活動を任務とする博徒集団が、水平社の糾弾斗争に介入してきました。

奈良県下を戦場と化して、水平社と国粹会は、竹槍、日本刀、鉄砲を交えて乱撃、騒擾罪で、水平社側は、二十五人の懲役、十人の罰金刑を受けたが、国粹会側は、軽微なものだけた。

法廷内においても、水平社は、堂々と差別撤廃と斗争の正当性を主張した。

大正十二年の高崎区裁襲撃事件は、差別糾弾をしていた水平社同人が警察に逮捕され、一旦は奪回したが、再び高崎区裁に逮捕された。

五百余の部落民は怒つて、憲兵隊、警察、軍隊を相手に同区裁を襲撃した。

それも騒擾罪で三十数人が罰せられた。

福岡連隊事件は、当時全國的に起つて、いた水平社の軍隊内差別糾弾、兵営拒否等、反軍斗争の頂点であつた同連隊差別糾弾斗争に対するデツチあげの大弾圧であり、「確かな証拠はないが極刑に処すべきである」という驚くべき暗黒裁判を以て、十数人が懲役をくらい、一人を除いて殆んどが死に絶えた。

せられ、一般人民に歯するを得ざりしもの……として、離婚を認めたのである。

そして、後で詳述する昭和八年の高松差別裁判に於ては、「特殊部落民ノ出身デアリナガラ故サラニ之ヲ秘シ」で結婚しようとしたことが犯罪であるとして、懲役に課せられた。

それは何も戦前だけの話ではない。

昭和二九年、福山でも全く同じ事件が起つた。

本人同士が合意で結婚したものを、夫が部落民であるが故に、妻の家族が、暴力的に仲を裂き、その夫らを不法監禁、結婚誘拐罪で告訴した。

「特殊部落民なるが為に非常の手段を用いて結婚を強いた」として起訴されて、一審、二審とも懲役一年が課せられた。

これは、解放同盟らの斗いによって最高裁で一応破棄された。

又、数年前、徳島で起つた、いわゆる笠山事件は、結婚に反対された部落民と一般的な女性が心中し、男だけが助かつたが、裁判は男に殺人未遂の重罪を課している。

第三に、日々無数に起り、何らの法的救済措置もとられず放置されている差別に対する抗議、糾弾の行動が、「暴行」「脅迫」「騒擾」事件として取締られ、弾圧されて、刑罰を加えられた。

大正七年の米騒動の検挙者の中、死刑一人を含めて部落民が著しい罪科を課せられたが水平運動が活発になるにつれて、それに伴う「犯罪」は年間数十件を普通としている。

狹山事件 差別裁判

こうした部落民に対する歴史的な法的背景の下に、石川青年の事件は起つたのである。

五十年代から六十年代の高度成長経済の道程で、そして部落ではいわゆる行政斗争方式が国策樹立に向つて展開されてゐる時に、自衛隊内の差別事件や徳本事件、福山裁判事件、狭山事件等、権力による差別策が僅かな同和事業に包まれて平然と行なわれて來ていた。

狹山事件でデツチあげられた被告、石川一雄君こそは、正に孤軍奮闘の中で、こうした状況をはつきりと突き破つた。死をかけて彼が訴えているのは、予算獲得運動と融和教育に鼻までつかつて、部落民の怒りと感性を喪つた現代の部落解放運動への警鐘でもあつた。

その苦惱の事実経過は附表の通りである。又、解同本部のパンフレット「狹山事件の真相」にくわしい。

此處で注意せねばならないのは、犯人をとり逃した警察の大失態、それを挽回せんとした部落への集中捜査、別件逮捕、抵抗する被告人への肉体的、心理的圧迫と詐術、公判に於ける被告人への遠隔操作とロボット化の魔術等、あらゆる「科学的」な力が総結集され、被告人と外部の関係が完全に閉ざされた。

その最後の決定的な仕上げ、処刑の宣告と執行に於て、同

じ獄の受刑者に支えられた石川君の起死回生の転回——反逆に於て、一切のからくりは、崩壊した事実である。

そして今一つ注意することは、石川青年の唯一の命綱であつた弁護人及び、当初石川君の救援をやつていた国民救援会（日共系）の部落問題の認識と主張、その思想性に重大な欠陥があつたことであり、被告は容易に外部へ眞実を伝えることが出来なかつたのである。それは、昭和三九年の十一月、弁護人が被告、石川君の精神鑑定を請求するという事に現れている。

しかも、その理由は、人と一緒に飯を食いたがらないといふよつた、差別され疎外された部落民の抵抗の姿を、羅列してある。（控訴趣意書）

そして彼らは、権力によつてデッチあげられたこの事件に「公正な裁判」をお願いしている。

裁判するのは、石川君であり、我々である。裁かれ糾弾されるのは、権力であるのだ、権力に平身低頭し、部落民をあわれな氣狂い扱いする弁護団が、被告人に信頼されないのは当然である。

我々は、無罪であること要求するのではない。

権力が有罪であることを立証するのだ。

差別裁判実力糾弾斗争と部落解放運動

昭和八年の高松差別裁判糾弾斗争勝利の革命的継承とは何であるのか。解答。一九六九年十一月十四日の浦和地裁実力

だが、権力のねらいはそれだけではない。権力は、そつするこことよつて、人民内部に差別的排外主義思想と断層をぶちこみ、分裂支配を貫徹することにあるのであり、階級抑圧の策謀なのである。

従つて、それこそ、最も巧妙な階級裁判であり、その特殊型態として高松及び、狹山差別裁判があるのである。

差別裁判糾弾斗争は、裁判の差別的帰結をとらえて、さらには、その前提、国家権力とアルジョア社会そのものの廃滅を目指すことなしには、第二、第三の差別裁判を根絶することは出来ない。

差別の根元、帝国主義権力を打倒し、プロレタリア人民の独裁を樹立する中でしか、人民の階級的人間的再統一を完遂することは出来ないのである。

だから、公正な裁判を要求する部落民の斗争、あるいは、「請願」の内容の直接性は、如何にゆがめられていても、差別裁判糾弾の斗争の今まで、階級的な弾圧裁判全体を、裁判の階級性を暴露し解体させる破壊力を噴出しているのである。

故に、狹山差別裁判を糾弾する為には、浦和地裁全体を占拠せねばならなかつたのだ。

獄中から訴える！

糾弾占拠斗争である。
狹山差別裁判実力糾弾斗争は、従つて、高松裁判斗争の現在版ではない。

満州事変を契機とした日本帝国主義の侵略戦争体制の中で、全国的な差別撤廃の「請願」行進隊で以て、司法権力に差別裁判の白紙撤回させた全国水平社の斗いは、巨大であった。

だが、その斗争は、三二テーゼに直接制約された「階級斗争と身分斗争」の二段階論によつて、先ず、この裁判を階級裁判ではなく差別裁判であると限定することによつて、差別裁判糾弾が裁判そのものの階級性總体の解体へ発展させられず、単に、その差別的帰結に対する斗争に歪曲化された事実、その限りでの勝利であつたことを確認されねばならない。

高松差別裁判は、階級裁判の特殊的形態であつて、階級裁判とは別個のものではない。
それは、身分差別反対斗争が、階級斗争の一特殊的分野であるとの同然である。

階級裁判か差別裁判かを問題にするのは、全く反動的な意図、部落解放斗争をブルジョア民主主義運動に引きづり込むとすることに基いている。

高松裁判の被告や、石川君に加えられているものは、東大事件の被告団のとは、歴史的内容は違つてゐるし、諸々の弾圧裁判の最もひどいものだということも間違つてゐるだろう。

それは明らかに、封建的な身分的蔑視と部落民の社会的存在に基いた裁判である。

石川君を無罪釈放し、兇悪な検事・原正と内田武文判事を引責自決させるだけでは、石川君の復讐も差別の後も断つことは出来ない。部落解放同盟は、今ようやく石川君を奪還する為に、機関の行動決定に動いてゐるが、帝国主義権力の階級裁判と対決することを回避しては、石川青年すら獲得出来ない。

それは、暴力と暴力の死斗、一切を武装した権力と、無権利の人民の死斗である。
弾圧され、差別されればされるほど、自己の正当性を主張できる階層として、部落民はこの斗いに、「非人」から人間への回帰をかけて斗うだろう。

石川一雄君を即時奪還せよ！
検事・原正・判事・内田武文は引責自決せよ！
差別裁判を実力で糾弾せよ！
法務省解体！

浦和地裁占拠斗争弾圧粉碎！
マスコミの差別宣伝糾弾！
日本帝国主義打倒！部落解放！融和主義粉碎！
全国の部落青年は総決起せよ！

今、逮捕されてより約四十日にして接見、通信の禁が解けた。私は誰よりも十一月斗争と共に斗った同志と、そして私の「一大事」を知りて、私についてはつきりした認識をもち始めた私の母や姉、そして故里の人々に、私が以前にもまして健在であり、いよいよ増え意氣盛んであることを知らせたい。

そして何よりもあの十一月十四日の激斗の二時間について、その感動的な事実と歴史的意義について明らかにしたい。

部落民を犠牲にして平然とたたずんでいる浦和差別裁判所は、その本館を完全に占拠され、その頭上に部落解放の雄叫びがどどいた。「日本帝国主義を打倒せよ！」「差別裁判を粉碎せよ！」「佐藤訪米を実力阻止せよ！」「差別裁判所は解放された！」「全国水平社は復活された！」力のかぎりアジつた。すでに検察庁と同じ屋根の下にある浦和地裁は警官隊に包囲され、正面と裏に、楯と綱、消防車等をもつた機動隊が迫っていた。瓦と火炎弾がたきつけられ、二階上り口に強固なバリケードが築かれた。一度どつと押し寄せて来た機動隊は撃退された。全身に汗が流れた。二時間の瞬時のコミュニケーションに、石川君の怒りが、全国の部落民の恨みが、圧縮されて爆発したのだ。二度目の機動隊の襲撃が動物的な喧声をあげて襲つて来た。激斗は終つた。しかし部落解放の旗と実力糾弾の二本の垂れ幕は、白日の下に司法権力の頭をふみつけてひるがえつたのである。その脳天に部落解放斗争の暴力権が打ちたてられ、あの偉大な十一月斗争—羽田決戦

我々のこの斗いは昨年八月、民青の反トロキヤンペーンを粉砕し、革命的な黒人青年と連帯して全国部落青年が機動隊を打破って帝国主義の拠点「総理府」を包囲し、府内デモ、座り込みをやり、決死隊によつて、屋上からビラと垂れ幕を投げたあの実力斗争や今年七月の豊中高校差別事件糾弾斗争で校長室、事務室占拠、授業ボイコット、テスト拒否、校内バリケードの実力斗争から直接連續した革命的な反権力斗争であり、戦前の天皇制ボナルティズムと斗つた全国水平社の勇敢な激斗を受け継ぎ、革命的再生せんとするものであつた。このような斗いの全国的發展こそが、冒頭から始る七〇年代の大乱の逆巻く過中で我々が歴史の呼びかけによく応答出来る唯一の道なのだ。

狭山差別裁判実力糾弾斗争と

七〇年代部落解放斗争について

全国部落研連合

莉逆の闘いに起て！

一九六九年十一月十四日早朝、我らは差別裁判所（浦和地裁）を糾弾し打ち碎くためにその本館を占拠した。権力は、我らの兄弟石川一雄青年を特に選んで女高生殺しの兇悪犯に仕立て部落を悪の巣のよつに宣伝した。昭和三八年のいわゆる「善枝さん殺し」の犯人を取り逃が

への我々の合図が打ちあげられたのである。我々は勝利した。この斗いを斗い、さらに裁判斗争に臨む我々の基本的な立場は次の通りだ。我々は単に狭山事件の石川君が無実であり、我々は第一に石川君は無実であるにかかるらず、警察、検察、地裁の差別的偏見に基づいて犯人にデッチあげられた事。権力の分裂支配の犠牲に部落の人間が祭りあげられる伝統的なフレームアップの一例として、第一にこのような境遇を部落民はあらゆる人間生活の部面で強制されて來た事実。

そして第三に就中、司法権力がその結果として現象する市民の無数の差別的な人権じゅうりん事件を全て放置して來、かえつてこれに抗議する部落民を弾圧して逮捕することをやらとしていること、そればかりか司法権力自身が部落民なることを理由にして露骨な差別判決をくり返して來たことを、我々は力で以つて打破し糾弾し、日本人民に提起しようとしたのである。

従つてさらに問題なのは、日帝の階級的差別裁判の最も明白な証左を我々が暴露することは、世間の一般的な同情やマスコミの種になるためではなくて、我々の問題に法的なブルジョワ的な解決がありえぬ以上、我々は公然と暴力的な反乱権と糾弾権が我々に存するという事実と、その実践を宣言することではなくてはならぬ。まさに十一月十四日朝、関東の天地に我々はこのことをはつきりとさせたのだった。

全国部落研連の同志諸君！部落の兄弟の皆さん！我々は獄中にいることを少しも苦にはしない。獄舎は革命児達の常宿であり断頭台は我々の最期のアジテーションの演壇なのだ。この監獄とシャバと何程も違つてゐる訳ではない。我々の斗いの心を断つことは出来ない。バラは此処にも咲いてゐる。此處で舞うことも出来る。願わくば諸君さらに進撃せよ！帰ることのない大逆の道を一切の犠牲をかけて共に進もうではないか。

狭山事件差別裁判粉碎！ 豊中高校差別事件糾弾！ 日帝打倒！ 部落解放！ 融和主義粉碎！ 日米安保同盟粉碎！ 日本革命をアジア革命へ！ アジア革命を世界革命の拠点にせよ！

した権力は、その常套手段である「部落狩り」で以つて、おのれの任務を果たし同時に人民分裂の差別を拡大しようとした。我が石川青年は、以前にも列車転覆の罪を軽嫁されようとしたが、再び権力のあらゆるテロルの中で孤立無援の獄中斗争の試練を強要されている。

石川青年の斗いを抹殺するために、あつという間に「裁判

を終え、死刑を急いで最もよく真実を知っている彼を物質的に消し去ろうとしたのだ。

浦和地裁／同地検よ！部落民を差別し殺そつとした限り、汝らも又、死なねばならない。我らは刺し違えてでも、おのれら権力の奴僕を永遠に許せない。

○ ○ ○

一九六九年十一月十四日、早朝、我らが魂魄の死で以って、黒衣を着た屠殺者の罪を清めんがために、我らは浦和地裁同地検の頭上に起つた。

部落解放の声々を聞いただろ。差別実力糾弾の旗を見ただろ。

浦和の天上から全国部落六千に響けとばかり、我らは血の声で喚んだ。

その醜惡な五体を露わにするかの如く差別裁判所の屋根がわらは中空にめぐれて舞いあがり、地に碎けた。

差別の支柱は、わななきふるえ、火炎は烽火となつて天につきのぼつた。

日帝打倒！

部落解放！

折しも青年労働者と学生たちの羽田に向う地響きが、巖瀬にも歴史を圧縮しつつあつた。

一九六九年十一月十四日、早朝、浦和の空は美しかつた。全国水平社の革命的復活が宣言された。

日本帝国主義を打倒せよ！

い。我らの斗いは、見事二時間にわたつて差別裁判所を占拠、解放し、権力に手痛い打撃を与えたばかりか、部落解放運動の戦斗的な部分に強力な力となつて作用し始めている。「公正な裁判」に代つて「差別裁判糾弾」「粉碎」の決議が次々となされ、昭和八年高松裁判糾弾の時に権力によつてはまれた反権力全国糾弾行進隊が、来たる三月、解放同盟全国大会で決定されようとしている。今年一月の中央斗争でも、青年の一部が自治省の屋上占拠を目指して解放歌を歌いながら階段をかけのぼつた。部落民の粗野で、荒々しい、生まれたままの暴力が無限に解放されようとしている。

暴圧の砲火をはねのけ進撃を！

日本帝国主義は、今、露骨な差別政策のかたわら「同和事業特別措置法」と称して部落の温存を追求している。だがそれでさえも时限立法の第二年目をむかえた今もなお全く何程も予算を増加させようとしていない。七〇年日米安保と「沖縄返還」を軸にアジアの盟主たらんとする日本帝国主義が国内治安と分裂支配の具として部落を利用せんとしていることは明白である。

部落民は部落民であるが故に、近代法を適用されず、年間、数百数千の人権じゅうりんに何らの法的保護も与えられず、あるいは泣き寝入り、職場を転々とし、あるいは自殺に追いやられ、差別に抗議すれば、暴力として手錠をかけられて來た。狹山差別事件は、その司法権力が直接、部落を襲つて一

我々は莉逆の父祖の斗いを土塊と共に埋めてはならぬ。水平社の斗いは、観念的で個人的な差別糾弾であつたなどと歪曲するものは誰か。

現代は民主主義の世の中だからといって差別の苛酷な仕打ちに眼をつぶる者は誰か。

檻獄の壁の中にぬり込められようとしている石川青年の声が聞えないのか。

予算獲得運動に鼻までつかつて差別への感性と怒りを喪い、部落民の魂を売つてゐる者は誰か！その者に云う！

権力の差別徹底糾弾こそは、斗う部落民の第一義の命である。帝国陸軍に対する兵営内差別徹底糾弾と反軍斗争。高松差別裁判徹底糾弾斗争を頂点とする、あらゆる権力に対する

全国水平社の死斗！この純潔の反権力斗争の全容を再び実現せねばならないのだ。

あたつて砕けよ！死して生きよ！

帝国主義を打倒せねば部落民は解放されない。その権力に食いつけ！

おのが祭壇に、のろいの灯をたき、精根こめて権力の節々に五寸クギをたき込め！

順逆不二の法門を破り一転して、おのが部落民であることに従順であるからこそ、権力が権力でありうるんだと自覚せねばならない。七〇年代部落解放斗争は死を体して、日本革命を真っすぐに掲げる差別徹底糾弾斗争であらねばならぬ

青年を強奪し、処刑しようとしたのだ。

石川青年は、今や全部落民の苦惱を背負つて獄舎にある。

警察一檻獄一裁判所という暴力装置に対しても、暴力で以つて応える以外にない。一切のブルジョア的権利を奪われてきた人民には、暴力以外に自己を防衛するものはない。この暴力権の圧倒的集中で以つて差別の根源、帝国主義権力を打ち倒し、今こそ積年の遺恨を晴らし、「非人」から、人間への命がけた飛躍をなし遂げねばならぬ。昭和四年「福岡連隊爆破陰謀事件」で下獄する際の松本治一郎の檄のように正に「暴圧の砲火を浴びるであろう戦いの進路を！」切り開かねばならない。

部落の青年よ！現在の全ての快樂を捨離せよ！

再び受難の道を歩め！鮮血の荊冠を戴け！

胸につけられたケモノの皮が「紺文字」の如く光り輝くようにな！

日本帝国主義打倒！

部落解放！

融和主義粉碎！

——不立文字——

歎願書

謹んで、去る本年十一月十四日、狹山事件に関連して埼玉地裁襲撃事件刑事被告人、沢山保彦（注・保太郎幼名）につき私共連署を以て歎願致します。

顧みるに法政國々民として如何に法の裁きに対し異議不満を持つとはいえ、法の殿堂たる裁判所を実力を以て襲撃するが如きは、正に常軌を逸した狂人の行動にして、私共の納得し得ざるところにして、被告人、保彦も亦内心反省を致しいるものと確心致します。

因みに被告人保彦は、少年時代より頭脳明せきにして温厚、隣人や友人にも親切な稀に見る摸範青年なりし彼が如何なる悪魔の誘ひか今回の如き事件を惹起せしめたるや私共、只亞然としてその判断に苦しみいる次第なり、静かに顧るにその遠因は被告人の母栄美こそ、その昔、徳島市の某と結婚、被告人保彦を生み一家だんらんの睦まじい生活を送りいたるも、母栄美の身体が同和地区出身であること判明、離婚となり、被告人保彦も私生児として入籍するの止むなきに至れり。その後母栄美は社会の荒波と苦闘しながら被告人保彦を立

狹山事件差別裁判糾弾闘争に連帯を!!

一一月一四日、部落青年ら五人が浦和地方裁判所を占拠し

て「狹山差別裁判実力糾弾」「全国部落青年は総決起せよ」

の垂れ幕をかけた。

この行動は一九六三年五月、埼玉県狹山市でおこった女子高校生殺人事件の差別裁判にたいするもつともするどく、深刻な告発である。

この殺人事件にさいして埼玉県警、浦和地検は被差別部落を集中的に捜索し、石川一雄青年を別件逮捕した。そのうえ拘置延長のくりかえし、証拠物のねつ造、ウソ発見器の使用による恐かつ、殺された女高生の人形を見せての精神的ごう問によつて虚偽の「自白」を強要し、ハンストによる抵抗をつづけていた石川青年も孤立無援の中で遂に屈服するにいたつた。第一審において取調べにあたつた警察官の甘言を信じた石川青年は、虚偽の「自白」をくりかえし、裁判所は死刑の判決をおこなつた。審理の過程において裁判所は弁護人の申請した証人の多くを即下し、いいかげんな物証を採用することによって、わずか六ヶ月という短期間で結審し、死刑という重大な判決をくだしたものである。この判決は、部落民ならどのような悪事でもやりかねないという一般的・普遍的な差別観念を基礎とする警察地検の現り調べ、そしてその觀念によつてこれを安易に受けいれた裁判所による差別判決である。まさにこれは部落差別にもとづく権力の殺人行為以外のものでもない。衣のしたからよろいが見えたという故事にたとえるならば、この裁判は同和対策事業特措法の制定に同意するに先立つて、権力がそのしたから反人民的差別者の本質をさらけ出したものであつた。

一九六九・一二・一

井上清、奈良本辰也、中川学、西順藏、
師岡佑行、上田一雄、鶴見俊輔、原田伴彦

命大学を卒業せしめ、彼の成長に一切を託したいたり。

被告人保彦は長ずるに隨い母の離婚のいきさつ、更に社会倫理に矛盾する人間差別に対する解放への熱意を燃やしていくと伝え聞きます。

こうした被告人の部落解放への情熱と彼獨特の純情な性格が何等かの衝撃により、今回の過激な行動に至らしめたものかと思料する次第であります。

昭和四十四年十二月二十日

歎願者 川村幸太郎他	高知市室戸市吉良川町
室戸市吉良川町	一二六名
室戸市元	四十名
室戸市羽根町	八九名
	計 五ヶ村
	三〇四名

封建制下の部落と抵抗

杉 進也

〈差別と分裂支配の悲劇〉

「汚しき者、賤しき者」と言われ、「人外の人」、「町外の町」と隔絶され、種々の蔑称で指さされて来た部落民への差別と屈辱の原型は日本史一千年の底に重く積み重なっている。とりわけ、中世の人民の蜂起の中に抜群のはたらきを示した賤民達の鬪いが徳川幕藩三百年の刀狩りと検地、土農工商エタ非人の身分制確立の中に没し去る時、現今の部落の直接の運命は日本国中到る所に根強く刻印されたのである。その歴史を具に見るならば、我々は正しく部落を「封建遺制」と断ぜざるをえない。その「封建遺制」が今、帝国主義秩序の如何なる展開の中に組み込まれているかを語る前に「上下貴賤の義」、良賤の差別を天地の公理と思いなした苛酷な封建制下の部落を知らねばならない。

折しも徳川幕府が本格的な賤民压迫に乗り出した安永年間、次の如き布令が出された。

「近年穢多非人の儀風俗悪敷、百姓、町人に對し法外之動致、或は百姓体に紛、旅籠屋・煮壳・小酒屋へ立入、見咎候得ば六カ敷申掛候につき、百姓・町人外聞に抱、致ニ用捨一

置候故、法外致ニ増長」すとして「益惡事致候者は勿論、百姓・町人へ対し慮外致候歟、百姓・町人体に粉敷者は、敵佐藩においては「村々穢多共此節風儀不レ宣」、「向來在家・穢多の指別も無之様可成行、言語道断不届之致りに候」として「一、穢多共御町方へ罷出候節は、昼七つ時限罷帰候儀御作法に候所、此節夕暮迄、御町方致ニ徘徊一候趣粗相聞、不埒之至に候。向後心得違無レ之様、庄屋より屹度長吏へ可ニ申付一事。一、穢多共在家の宅に踏込候儀屹度可レ制事。一神祭並市町等人集之場所にて、穢多共在家へ不ニ紛入」、片付罷在候様可ニ申付一候事。」と嚴告した。

更に文化五年大洲藩穢多撫書には「穢多へ可申渡」こととして「一、時勢に隨ひ、穢多共近來分限不相應の儀有之相聞へ、不埒の至リに候、依つて七歳以上、男女に不限、以前の通り五寸四方の毛皮を、目立つ様前へ下げ往来可致事、一、片居宅戸口へ毛皮を下げ可申事、一、髪のゆいやう、折わげに限り、かうがいは格別、其余の飾り物無用の事、一、木綿合羽は不及申、桐油合羽堅く不相成事、笠等も不相当無之様、心付け可申事、一、芝居見物、多人数入込間敷事、尤平人に

不紛様、引き離れ無雨覆所に居可申事、一、山獵師にても脇差無用の事、」と露骨な差別政策を強制している。

そして、これを正当化する当時の思想は、封建数学は、その親玉であるある萩生徂徠をして、「遊女河原者ノ類ヲ賤キ者トスルコトハ、和漢古今共ニ同断也。是等ハ元来其種姓各別ナル者故、賤キ者ニシテ彈左衛門ノ支配ニスルコト也。然ニ近年ハ古法ヲ取失ヒ平人ノ女ヲ遊女ニ売、又河原者ヨリ商売人トナル、是不宜コトノ第一也。」（政談）といわしめ、さらには重商主義思想家といわれる海保青陵の如きは「一体、穢多の良民にまぎれ入ることを禁ぜらるる根本を探りて見るに、外にわけもあるにあらず、唯穢多は元来外国より参りたる夷狄の種にして、我天照太神宮の御末にて無ゆへなり。夷狄は禽獸同前なるものゆへに穢らはしきことをも知らぬものなり。故に今に於ても穢多には國の余りの地を賜りて、川の中、山の隅などにて、禽獸の栖か同前にして差置かれて、扱穢らしきことを司らしむ。」（善中談）と、力をこめ憎しみをこめて主張している。胸に、戸口に、毛皮をつけ、髪はザンバラにされ、夜には町を往来出来ず、素人の中に立交することも、いささかの生活の向上も、すべて「增長」といられて打擲（ちやく）される。それが「人のうちにてずっと甚しきものを公郷、大夫、士と立る、それから商売、工農、乞食、非人、非人の下は犬なり、木なり」（海保青陵）とする封建制下の階級差別苛烈な姿だった。

百姓らは「憎き穢多等が御百姓にむかうて失礼慮外を致すならば一々打殺し犬の餌食にすべしと、前後左右より押寄取巻」いたのである。（天明六年、福山藩）分裂と差別政策はかくて、「穢多征伐」なる殘虐な復讐となつた。天保二年、長州藩の最大の一機の中で百姓は藩の会所、豪農商、村役人を襲うと共に「穢多の村々を悉く打碎き。大勢を打殺」した

近世初頭50種とも數えあげられた「雜種賤民」らは全国各

である。むろんその時も藩權力はぬけめなく「穢多中打殺

候様指図仕候」という具合に、「一揆軍の矛先を明確に転化させて来たのであった。だが叙上の如き、近世賤民の悲劇的運命は中世賤民達のさらに大いなる敗北と悲劇の上に成り立っている。

武装した馬借

古代律令体制の崩壊と共に「五色の賤民」の名で知られる賤民達に代つて、貴族、社寺に隸属する中世賤民達はあるいは散所者、非人といい、河原者といい、あるいは声聞師、犬神人、また馬借といつて、中世的世界の様々な舞台に登場して来た。猿樂能や狂言に従つた演技者達や、下層民衆の爱好者した種々の芸能には、こうした多くの賤民やその出自をもつものが活躍した。足利義政の東山山荘や銀閣寺の築庭などには、「泉石の名手」として「河原者」らが重要な役割を演じている。興福寺の堂衆という奴隸境遇の中に、我々は運慶という巨大な芸術家の出現も見ることが出来る。東大寺南大門を守護すべき金剛力士像は、中世社寺権力に対する賤民達の怒りがこもつてゐるのではないか。

南北朝内乱から応仁文明の兵乱の中でその賤民達は武装した農民に交つて領主や酒屋、土倉に大反乱を共に敢行した歴史を持つてゐる。一四二八年正長元年近畿一帯の酒屋、土倉、寺院等支配階級、豪商を震えあがらせ、「日本開闢以来土民蜂起是最初也」と記された土一揆のヴァンカードこそは近江坂本の馬借集団に他ならなかつた。

つべく盛んに出現してゐる事実を見る事ができる。

文政六年、一八二三年、紀北二百八十カ村七万人の百姓一揆の際には、一揆鎮圧側に五百以上の穢多が動員されたが、一方一揆軍の主謀者の中に四名の穢多、皮田らが名を連ねてゐる。一七八二年、天明二年の和泉北部五十カ村の百姓一揆には南王子の穢多が大挙して加わり、処刑者百十七名の中、九十五名の犠牲を受けている、さらに天保四年の播州農民一揆にはその主謀グループも動員数も穢多非人が圧倒的であつた。同年甲州一円を席けんした一揆も本来の警察的役目放てきして賤民らは一揆に参加してゐる。

寛政年間（一七八九—一八〇〇年）頃、甲州三郡三五カ村一八〇軒の穢多が、甲府城内牢番役をめぐつてくりひろげた。半世紀に渡るねばり強い斗いは、甲府勤番頭、江戸町奉行、老中を相手にして、遂に要求を認めさせた。寛政（一七五一年）頃より年間のべ千四百人にのぼる無償の役務、牢守による身分的差別、不正金の収奪、役務に伴う全ての費用、牢舎の修復費の負担、こうした苛れんちゅう求に対しても甲州三郡の穢多達は「遠路三場所迄相勤候者前後三日余茂相懸跡家内之者飢渴に及候程之儀」を耐え、「田地売払金子差出候者共數多有之」の中で時を待つてゐた。明和七年（一七七〇年）全国的な草創は、彼らを行動にかりたてた。惣代を立てて、牢守に賃金を要求した。それは拒否された、彼らは、さらに甲府勤番頭八木丹後守へ駆込訴訟に及んだが、三名の惣代は打たれそのまま牢にぶち込まれた。怒りの中で穢多達は

重要な交通を握る坂本の馬借の蜂起は都市近郊の農民を指導して京都に進入し、酒屋、土倉、寺院等を破却し、貸借、売買の証文を焼き、土地家財を奪回し、自ら徳政を断行して反乱の限りを尽くしたのだった。

一四四一年、嘉吉元年の近江の土一揆も坂本の馬借團を先頭として三井寺を経て上洛、京都近辺の賤民部落と呼応して一齊蜂起している。土倉の雇兵官領の武士団も土倉を包囲した一揆軍とそれに通ずる河原者等の放火によつて退却させられた。犬神人もまた共に起つた。うち統く土一揆の燃えさかれた闇の中に馬借はもとより、河原者、犬神人、かごかき、官廷庭師らさまざまの抑圧され、賤しまれた者の呼び合つ声が今も聞こえてくる。

だが戦国大乱の序幕となる応仁元年、管領家の分裂による畠山義就と政長の戦いの際賤民達の敢強な反乱の拠点、御靈社の声聞師村がまず火を放たれいく中で、やがて領國大名制が怒れる賤民を抑えつけ農民を名主層の下に支配していく時代の致來と共に残酷な近世賤民の運命は用意されていたのであつた。

奇兵隊と屠勇隊

さて反封建の百姓一揆の波が徳川三百年の幕藩体制を搖がし、幕末回天の気運ようやく切迫しつつある時、われわれは諸国の一揆軍の中に、かつて權力の縛吏として百姓の前に立て三度に渡り甲府牢守の不法を訴え、関東の穢多頭彈左衛門配下にあることを願い出た。これらもすげなく却下され追い返えされた。

寛政四年意を決した彼らは、老中松平越中守に出訴する挙に出た。訴状は遂に取り上げられ、悪慶な牢守は吟味を受けた。裁決は、牢守の不法が認められた。しかし、穢多、惣代二名に手鎖、穢多一同「急度御叱り」牢守側は構無しの一方的差別であった。差別的なデツチあげ犯人に仕立てられてゐた昭和三十一年徳本事件の部落民徳本吹喜雄氏が無実を訴え上告し棄却され、再審請求し却下され、それでもなお斗つてゐる姿、狹山事件でデツチあげられた石川一雄氏の斗いは、甲州の穢多の斗いでもある。

一八五六年安政二年、岡山藩のとつた露骨な差別政策—穢多には紋つき柄物の着用を差止め、藍染または染色、無地の衣服に限る—に對して領内五十三部落各戸一人ずつ出動したいわゆる「染色一揆」は身分差別反対の明確な意識性と团结において一段とすぐれた鬨いだつた。蓑笠姿で吉井川原に参集した一千の大衆は藩府の武士大砲小銃もものかわ家老への強訴を貫徹し、差別政策を撤回させたのだった。まさに幕府の御用学者、荻生徂徠が「世の末ニ成タラン時ハ、乞食の内

ヨリ如何ヨウノコト出来スベキモ計り難し」といた、その封建の「世の末」が乞食、賤民の底辺からこそ近づきつつあつたのである。

こうした穢多非人の力に着目して幕末の支那階級の中にも、その支配を維持せんがためにか、また覆さんがためにかこれを利用しようとかかり、それがまた「理性の狡智」とも言うべく部落民を良民並に取り扱わざるを得ぬ結果を導いてくる。天保八年、大阪の大塩の乱の折、その挙兵の中に大塩は、渡辺村、船若寺村、葱生村の穢多を予定していた。彼は穢多を「只今直に人間に致し遣すと申さば此上なく有難がり火にも水にも命を捨てて働くべし、左すれば何事ぞある時は五百や千の必死の人数は忽ち得らる」と見なした上で金銭を施してあつた。この挙兵は失敗し部落民の参加は手遅れだつた。安政の頃、加賀藩士、千秋藤篤はその「治穢多議」において「夫そ天地の物を生ずるや、人に非んずば即ち獸、即ち禽、即ち草木、即ち土石なり。安んぞ人にして体の獸性なる者あらんや」とかゝ破しまた「一朝慨然として嘆いて日く、我れ醜類たり、彼れ良民たり、伍せず婚せんば即ち己む、既に勞するに卑役を以てし、また従つてこれを汚辱す、また何ぞ甚しきや、臂を攘つて大呼してその群類を聚め諸州の部落また竿を掲げ木を挺じ、四面響応、州県を剽掠し以て報徳の計をなさば、彼の黄幅の漢を乱し五胡の晋を乱すが如く、固より一軍一旅の蕩平すべきにあらざる」を憂へて「宣復於民籍矣」と主張した。また長州村田清風は早くより「夷狄は犬猫

大阪府立豊中高校 差別事件徹底糾弾

大阪府立豊中高校の差別事件糾弾斗争は、我々斗^{アキラカ}る落研がとりくんだ最初の斗争だった。

豊中高の差別事件——部落の融和主義者と差別当局の結託——我々の糾弾、解同の糾弾と約一ヶ月間に渡り激しく社会問題化した。この事件に登場したのは、豊中高の校長、教頭と府教委、それを擁護する日共系教職員、PTA役員、豊中地区の部落の融和主義者（市会議員、元市会議員ら）。大阪大學生全共斗を弾圧してきた豊中警察署、それに抵抗したのは、豊高生（特に反戦派）我々関西部落研連であつた。これに便乗しセクトを拡大しようとして解放同盟の「胴喝」でちやがまつた社民系反戦グループ、又同情的・趣味的な部落研サークル「反大学部落解放集団」（京大）なるものは、斗争が余りにも大きな問題となつたことに驚き、自ら逃亡し解散した。部落解放同盟大阪府連と豊中支部の立場は大きく変つた。最初、豊高当局のギマン的な講演会に講師を送つたりして、豊高に完全に利用されていた。我々の激しい抗議糾弾斗争に対しても、学校当局、融和主義者、ブル新などの極めて歪曲せ

ばつてゐる。
我々の斗争は、今や増々盛んになつてゐる「同和教育」——
一学校当局、教育委員会と結託して全ての差別事件をうやむやにし、部落民の斗いを解消するために設ける予防反革命——の陰謀を暴き、粉碎した。以下に復刻するパンフレットは

られた報告に惑わされていたが、やつと七月十日の解同自身による糾弾集会が開かれるに及んで、戦斗的姿勢をはつきりした。この集会で府連本部の全役員達は、各支部員と共に六月二十五日の差別事件をうやむやにしようとしたギマン的な豊高の融和講演会が、学生（関西部落研）によつてつぶされたのは、あたりまえであると徹底糾弾したのである。

豊高当局は完全に屈服した。屈服せず、最後迄豊高を擁護したのは、日共系教職員だけであつた。特に解同の糾弾集会で生徒の面前で糾弾されたのが彼らには、屈辱だつたのである。日共の民主新報は「理非曲直をわきまえず、暴力を背景にした脅迫的言語によつて生徒の面前で教職員を糾弾する解同府連幹部のあまりにひどいややり方」という風に今でもがんばつてゐる。

かくの如き背景の下にこそ一八六七年、慶応三年、部落の上層部分が堂々と幕府に向つて「穢多の二字御除き被下度候」(ほきほりす)。丁度「おまつり」といふ。

式の銃隊を編成しようと迄したのであつた。
身は互いに奇兵隊の中になり、また幕軍にあるとも穢多が
鬪わんとしたものはおのれの五体にくい込んだ封建社会の身
分差別以外の何でありえようか。時あたかも第二次長州征伐
のさ中、大阪、兵庫の都市一帯は大騒擾大打毀しの中で、荒
れ狂つた貧窮者のむれの先端に「乞食穢多」の勇猛な破壊力
の雄叫びが、げに「一軍一旅の蕩平すべきにあらざる」（千
秋藤篤）部落解放の地響きを幕末の天地に鼓動させていたの
であつた。

に比すれば、雑戸の者にあたらすべし」と海防を論じていたが、その村田清風の流れをくむ高杉晋作が内外の重圧下藩政のヘゲを挽回すべく創設した奇兵隊とそしてその隊列に武士百姓、町人ら、諸隊とともにくみ入れられた、屠勇この隊こそは、身分差別のきずなを切つて維新の御代を四民平等の新社会を開かんとした部落民らの力と願いを、近代的な軍制の中に揚棄することによって明治四年の「エタ解放令」をすでに準備するものだつた。即ち「維新団」とも「一新組」とも呼んで、穢多隊は長州征伐の幕軍の精銳とまみえてこれを撃退している。そしてまた幕軍の軍夫の中には後に將軍によつて平人に引き上げられた江戸の穢多頭強左衛門の配下五百人が入つていた。また幕府のために弾左衛門手下らはフランス式の銃隊を編成しようと迄したのであつた。

この事件糾弾斗争の頂点だった昭和四十四年七月七日の豊高バリ占拠解放斗争の翌日に発行されたものである。不充分なものであるが。

はじめに

府立豊中高校が六月九日学校新聞「豊陵新聞」の中で反戦活動家を「異常」とし「特殊部落民と同じようだ」という悪らつな差別キャンペーンを開催してから、はやくも一ヶ月過ぎようとしている。七月七日全校生徒によつて学校当局のギマンのペールは切つておとされた。しかし今回の部落差別が如何なる背景から生れ如何にすれば部落解放、差別のない社会が達成されるのか、豊高の受験教育、エリート教育こそ、部落差別を生み出したのではないのか。一切のことが根本的に問われねばならない。

一、部落問題とは何か

部落問題とはアジア的な生産様式の支配形態の中でインド、東南アジア、中国、朝鮮、日本等今なお深く残存させられてきた前近代的な賤民制度が支配階級によって巧みに人民の分裂支配の用具として使われ、一般民と「賤民」の対立、反目を調停し、融和（同和）するということで、国家の支配を貫徹しようとする日本での姿である。部落民でない被支配階級は怒りをお上に国家に向かうに、下の部落へ不満を転化してささやかな満足をえてますます自身が分裂支配のワナに深く入る。このためつくられ、残された身分差別制度が部落問題である。

豊高当局の完全なる検閲の下に四十四年六月九日第一六七号の「豊陵新聞」にのせられた論説の中に反戦活動家、有志は「特殊部落の住民のようだ」という記事が書かれ、反戦活動家を「特殊部落」という賤称でもつて攻撃した。これは、戦前から社会改革の斗いをするものに対して権力やジャーナリズムがとつてきた典型的な差別キャンペーンである。最近でも、七〇年安保粉碎の勇敢な労働者、学生の斗いに対しても、「特殊部落」と同じだ、（大内兵衛）とかあるいは、自らは「特殊部落民」と違う健全なグループである、（岩田弘）とかいって部落差別をふりまいている。

階級矛盾激化する時、部落問題は大きく現われる。進学校として知られる府立豊中高校の伝統的なエリート教育、差別教育は、北摂豊能地区の中流上流の住宅の中に多く散在する「特殊部落」への差別を、彼らの教育の中に内包し蔭に陽に利用してきた。

池田市に、茨木市に、吹田市に、箕面市に、能勢に、そして、豊中三地区に「特殊部落」は散在し、重い差別の中に斗いが続けられている。とりわけ、豊中市においては、終戦直後、米軍の伊丹空港（部落の土地をも含んでいたという）駐留の陰に、螢ヶ池小学校周辺の「特殊部落」を売春宿にし、大きな社会問題と化す中で、地区住民の激しい徹底斗争を引き起し勝利した歴史をもっている。

「何点以上の者は〇〇大学へ何点以下のものは、もう勉強せんでもええ」とか、「何点以下のものは、図書を閲覧する

日本資本主義はそのはじめ「エタ解放令」（明治四年）を発し、部落民を解放するかに見えたが、翌年「王申戸籍」の中に賤称を書き込み、大正期以降、日本帝国主義の社会政策として予算をかけて部落を「融和」温存してきた。

大正十一年米騒動の直後全国水平社の創立以来六千部落三百万人の部落大衆は、長い差別と屈辱の中から「人間を尊敬することによって自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である」として、激突な日本階級斗争の端緒を切開いてきた。

水平社の斗いは左翼三団体の中、最も「暴力的」に官憲をおびやかし、農民運動、共産主義運動の核として人民の反乱に大きな勇気を与えてきた。

戦後革命の敗北、民主化の幻想の中に、戦争経済によって破壊され荒廃した中から部落解放の人民集会がいちばん多くたれ、差別行政徹底の大衆団交斗争が全国の地方行政権力をに衝撃を与えてきた。昨年八月部落解放の社会保障法を要求する全国の部落青年の總理府包囲廻入斗争は帝国主義のさやかな社会政策でさえも実力斗争なしには何ものも勝ちとれない事を示したものだつた。

部落問題とは部落民が屈辱と怒りの中に、死か反抗かを迫られる生々しい社会問題であり、一般労働者人民には、おのれの階級的良心の試金石なのである。

二、豊高差別事件の経過と問題点

六月十四日、新聞部、自治会が重大な誤りに気がつき動き出したころ学校当局は全校生徒に配った問題の新聞を回収した。事態の重大さと自己保身に苦慮しながら学校当局は自らの差別教育からた今回の「不祥事」の責任を全て全校生徒に転嫁すべく「同和教育」の講演会を六月二十五日に企画した。講師は解放同盟の「部落解放研究所」の理事長盛田嘉徳が予定された。その間に「異常」と云われ「特殊部落の住人と同じようだ」と云われた豊高の反戦活動家達は、差別徹底糾弾の動きを学内外に展開し始め、自治会、新聞会も又、「深い反省」の下に「管理者的な学校当局」に抵抗はじめた。

関西部落研も又、この事実をつかみ独自の糾弾斗争を準備した。

六月二十五日午前ギマン的な上からの豊高の同和教育の講演会は冒頭から混乱し、粉碎され、部落青年と関西部落研、生徒、後から参加した解同豊中支部による糾弾集会にきり変った。「当局による部落差別が現実に起つているにもかかわらず、一般的な知識としての同和教育（それも差別者の主催する！）を聞くのはナンセンスである」との発言があり、それを支持する豊高生の生徒間論争、学校側の発言、部落青年による部落の実態と本質各々が語られた。そして十一時以降、

学校当局の再三の帰宅命令にもかからず、午前午後に分かれて七時間余り糾弾集会がもたれた。当局はこれに対し、部落青年を日本共産党の者だと偽つたが、この問題を生徒の主催のもとに生徒自身が考えるという方向で追求することを確認して終わった。豊高校長は糾弾された。日共系教職員も一貫して教育労働者としての階級的良心の一貫も示さず、豊高の差別教育を推進してきたのだつた。

事態は急転し、豊高校生は眼を開き、閉ざされてきた社会の

不正と眞実との闘いに意欲をみせはじめた。

当局への徹底糾弾のない「同和教育」は単なる説教に終わらず問題を人民内部の対立に転化し、分裂を深めることのがねらいなのだ。豊高校長は、部落青年を中心とする部落研の排除を狂氣のようにわめきたてたが、討論集会の後、正門前で生徒百名と部落研の引き続く討論会をどうすることもできなかつた。この間融和教育者で有名な盛田嘉徳（大教大教授）は、あわれにも壇上で立往生し、勝手に解同豊中支部を動員して、この融和講演会を続けようとしたが、動員された支部員らは、我々の行動に納得して一部ボス以外は全員帰つた。

二十六日以降豊高校長は、校長と官憲の繫密な連絡の下に、

制・私服の警官數十名によって守られ校門は学外者立入り禁止のはり紙で固くとざされていた。

教職員は、官憲のように正門前で部落研に敵対した。二十六日閉ざされた校門前で部落研と豊高校生百余名が抗議集会を開いた。

に、反動教育を強いられて來たか。ついこの間までは、有志の集会、ビラ配布は一切禁止。（實際上）生活指導以下豊高校の教師は、ほとんどすべてが選挙ポスター検閲不許可などといつた破廉恥な我々を無視した行いをやつてきた。校長など管理責任者は、特別権力関係を傘にきて、政治教育、同和教育などその一がけらも教えなかつた。反戦活動参加者は、公然としつこく個人指導され、府教委九・一八通達を地で行くような行ないもなされた。

以上のような豊高屈辱の歴史の成績は何か。それこそ疑いもなく、一六七号回収事件である。そして、その後の学校当局の部落解放同盟追従、部落研弾圧、自己保身のための事態収拾は、学校当局の赤裸々な姿なのである。

この間、学校を「徹底糾弾する」といきまでいた社民系の「高校反戦」なるサークルの無責任なビラの見出しに「反戦活動家と部落民は別世界の人間」などと書きたて、差別を拡大し、又それの指導者Kは、豊高差別事件に責任ある自分の党派に属するものへの糾弾を恐れ、「まずいからやめてくれ」といふ、「解放同盟に恫喝された」などとアジつたり、「迷惑だ」などと云ふらして逃亡し、最近は、ばつたり姿を見せなくなつた。

部落差別問題をもてあそぶ、不眞面な活動家とその組織を我々は、断固糾弾し、放逐せねばならない。

関西部落研連のビラは連日まかれた。

六月二十九日、自治会と部落研連が話し合い、部落研連は、

連日抗議にくる部落青年と部落研を警察は職務質問と称して、なぐつたり、こすいたりして、正門前で部落の高校生と女子を不当逮捕した。（二十七日）

豊高校長は不当逮捕を抗議にいつた部落青年に対し、「私は知らない」とうそぶき、同席していたPTA生活指導委員長は、「部落差別なんかない」と開きなおつた。又、校長は、毎日校内放送で「私達は解放同盟に許されました。安心して勉強しなさい」といいふらした。

そして低俗な商業新聞「毎日新聞」は、豊高校長を擁護し、部落青年の抗議を差別的に歪少化し、非難した。

二十八日豊高校生は、授業をボイコットし、クラス討論を行つた。自治会、三年有志、反戦高校生のビラが続々出された。

三〇日学校当局は、自治会生徒役員を夜おそくまで呼びつけて恫喝を行い翌日には、校長が自らの反省をせぬまま、第一时限をつぶして、全校生に我々関西部落研と共に斗う者はは、断固として処分すると恫喝を加え、弾圧をかけてきている。

自治会は、全学集会を開いて、当局の自己批判を求める姿勢をもち、この間結成された豊高部落研（準）は、解放同盟、関西部落研を招いて講演会、討論会をしようとしたけれど、当局は、これら一切を禁止、圧殺してきている。

豊高斗争を先頭に斗つた三年有志のビラは次の如くであつた。

「我々、豊高校生徒は、過去においていかにひどい弾圧の下

共同闘争の申し入れを行つた。翌日、自治会はビラでそれを公にした。民青系自治会役員は、完全にこの斗争から脱落し豊高自治会は斗う反戦派高校生に握られた。

六月二十五日からの第一週目は、豊高校差別事件を校内外の人々に注目させることだった。第二週以降は、豊高内部斗争の激化と周辺校への拡大であった。解放同盟内の融和的な連中は、我々の斗争を、ブル新と同じように「暴力学生」呼ばわりし、圧殺しようとした。彼らは、我々には糾弾権がないなどとわめいた。七月四日、関西部落研連は、豊高校長室で校長・教頭の居直りを断固糾弾した。校長は、今回の差別事件が豊高教育全体の問題であることを認め、テスト中止など三項目の要求に対して、翌日確答することを誓約した。

七月五日、しかし学校当局は、「職員会議で決つた」として誓約を反古にし「自主的に解決する」とうそぶいて我々を無視した。

七月八日の期末試験を直前にして、七月七日、学校当局の期末試験→夏休み→忘却の逃げ切り策に対し、三年生全クラス有志団は、早朝より決起し、クラス討論、全校生集会を行つた。その間、我々関西部落研連の当然の抗議糾弾の行為に対し、暴力で以て弾圧して來た校長・教職員らは官憲六十名を導入し、大暴压を行い、重軽傷多数を出し、二名の部落研が逮捕された。

全学集会では、一、官憲導入の責任について、二、試験延生徒はバリゲードを築き、スクランムを組んで闘つた。

期について、三、学校側の今までの欺瞞的な取扱策について、四、部落研との誓約破棄について、どうこうたる追求がなされた。そして相手にならない校長に見切りをつけ、その後の四時間にわたるクラス討論の結果、一千名余の生徒が試験延期（中止）を決定した。

ついに生徒自身が闘い始めたのであり、これ迄解放同盟の名をカタリ部落研と生徒を弾圧して来た校長の権威は完全に失墜したのである。

三、徹底糾弾の立場と要求貫徹

関西部落研連は、次の十項目を要求した。

- 一、差別反動教師の追放、PTA役員は自己批判せよ、校長、教頭、生活指導は自己批判し辞職せよ。
- 二、全教職員は自己批判せよ。
- 三、部落の入学希望者を完全に受け入れよ。
- 四、授業料、教科教材、通学費の無償。
- 五、入学試験、卒業試験等、一切の試験廃止。
- 六、能力別クラス編成、就職、進学コース制廃止。
- 七、生徒心得、生活指導部廃止。
- 八、通知票、内申書の廃絶。
- 九、学校經理、PTA会費使途を公開せよ。
- 十、政治活動を禁止する府教委通達を返上せよ。部落研の自主活動を認めよ。融和教育反対。

学校新聞に現われた差別は、ただあの文章だけが悪く、その新聞を回収したりすること、生徒の頭からその文章を抹殺

したりすることによってなくなるのではない。豊高の教育体制を根本から糾さなければならない。

四、当面の方針

豊高生は今、テスト延期を勝ち取り、自由な討論の時間をもっている。

○クラス討論、全校集会を続行すること。

○官憲導入の責任者Ⅱ欺瞞的な校長を自己批判し辞職させよ。

○一切の融和教育反対。

○政治活動の自由確立。

右の項目は最低限確保されねばならない。各クラスでたちに決議をとること。

更に、

- 夏休み中は受験のための補講を拒絶し、部落問題、反戦問題等の社会政治経済の自主講座を設立すること。
- 学外者（部落研など）他高生と固く連帯し、北摂地区の斗う高校生、大学生、労働者と討論集会、決起集会等をもつこと。
- 七月十日の解同との糾弾集会には全校生徒が出席し、今迄の事を全て訴え、追求すること。
- 官憲乱入に備えて、校内のバリケードを強化すること。
- 全校生を自治会に結集させ、自治会は、糾弾闘争委を設け、又、行動隊をつくること。
- 各人の任務を明確に組織化せよ。

- 資料—
- 府教委、豊中警察に抗議し糾弾せよ！
 - 十項目要求を討論し、完徹—実現せよ！
 - 最後迄斗い抜こう！
 - 府立豊中高校を解体し、部落解放の砦とせよ！

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四四年一二月二〇日

大阪地方検察厅

検察官 検事 中 川 秀

大阪地方裁判所 殿

公訴事実

罪名、罰条

被告人は関西部落解放研究会に所属し、大阪府豊中市上野五丁目八〇番地所在大阪府立豊中高等学校新聞部発行にかかる「豊陵新聞」の論説記事に、部落差別があつたとして同校々長中野次男に抗議していたものであるが、川瀬清ら数名と

共謀のうえ、第一、昭和四四年七月七日午前八時四〇分ごろ、前記中野校長の管理にかかり、かつ部外者の立入を禁止したうえ、同

校正門附近で同校教員が立入を禁止していたにもかかわらず、同校長との面会を要求して同校正門を押し開き、同校構内に乱入し、更に同校事務室、校長室などの窓ガラスを突き割り、施錠を外して同室内に立入るなどし、もつて故なく同校構内に侵入し、被告入らの同校構内への侵入を制止するなどしていた同校教員岡本光彰（当四四年）、東郷勝（当三一年）、小西照（当三一年）、藤枝栄（当三八年）、依藤匡博（当三八年）、飯尾和義（当四七年）、仲信一（当三九年）、石山直一（当六〇年）、北坂美智子（当四一年）、山本孝男（当三六年）に対し、洋傘の先で顔面を突いたり、手拳で顔面を殴打し、腎部、腰部、大腿部を蹴り、腕を掴んで引張るなど数名共同して暴行を加え、よつて右暴行により右依藤に対し治療約五日間を要する左上眼瞼、鼻根部打撲裂創の傷害を負わせたものである。

書評

須藤久 脚本「歴史よお前は誰のために」

奇兵隊総管を愛した穢多の娘きよ「彌市さま、きよは信じられません、穢多の血が流れるこの汚れた身体を、いつまでも愛しんで下さるなんてきよは信じられません。それよりも、きよを今すぐ抱いて下さい。彌市さまの夢が醒めないうちに一度でいいのです、そしてすぐ捨てて下さい。それで本望です。さあ、すぐに、今すぐに抱いて下さい」

「彌市さまは夢をみていらっしゃるのです。昨日までわたしは穢多でした。それは今日も穢多ですし、おそらく明日も穢多なのです。穢多には新しい世の中なんてありません。そこが百姓家や商人家と違つところなのです。そんなことより、このままのきよを、穢多のままのきよを抱いて下さい」

農民に殺されたエタ隊員、きよの兄徳三「わしは今まで、なるべく百姓のふりをしてきた、しかしあわしは間違つていた、わしは今日ほど百姓面したことを恥ずかしいと思ったことはない、わしは今日から穢多にかかるぞ、穢多のくせに、穢多でなくなる日が来るなんて信じた私が馬鹿だった、このざまが穢多なんだ、姿が穢多以外のなんだというんだ」

(一)直接的な差「人間はないが、脚本内容に於て著しく人間的自覺の欠落した、卑下した姿として部落民が描かれている。

が展開されたか) 内の部落差別の激發を内包していたのである。このことが彌市らの同情的ヒューマニズムでいんべいされている。何故同情というのか。百姓に道をゆづつたり部落民を解放するという彼らが、それでは自己がそれらに対しても如何なる関係にあるのかの何らの反省もないからである。

さらに、部落民が封建体制下の差別政策の中で、如何にして抵抗したか。「人間」というものへの渴望、そのためには、「火にも水にも命をすべて働く」(大塩平八郎) という部落民の意識と行動、この歴史的事実(大塩平八郎のように部落のエネルギーを武士階級が着目して人間に見てやるとたぶらかし利用しようとした)は、この脚本には全く現われない。中世の馬借を始めとする賤民達の打続く一揆、幕末に起る部落民の躍動、これらが全て、「非人」から「人間」への回復を明確にかけたものであったという事実は、他の諸階層、武士や町人百姓らの権力欲や超愛国排外思想の解放という維新へのかかわりとは、はつきりと区別されるものであるだろうけれども。

第一に、この脚本にある部落民の人間としての自覺の欠如は、この脚本 자체を裏切っている。身分を超えて、穢多の娘きよは、世縁の武士であり奇兵隊総管である、彌市を愛した。その兄徳三は、武士百姓町人と共に奇兵隊の穢多隊に入隊した。この事実は、きよや徳三に人間としての自覺あるいは

(二)この脚本又は、映画作成の過程で部落民との共同が追求された跡を見ることが出来ない。

(三)結論、これは専門化されたインテリグループによる独占的な芸術創造活動(必ずしも當利主義的とは云わないが)の中で、極めて同情的で差別的な部落民像がデッヂあげられたものである。

(四)これを成した者は云う迄もなく、これに加担した全ての者は断罪される。如何に字句を改変し節を違えても。

(一)について
第一に、きよや徳三の自己意識(エタの血は汚れている)は、全く歴史的事実に反している。(芸術であるから必ずしも歴史的事実に拘泥する要はないが)、奇兵隊は何故に穢多隊をつくつたか。それは何も人間平等の觀念が奇兵隊にあった訳ではない。彌市のような思想が仮に部分的にあつたとしても、奇兵隊の論理は単純に、軍事的必要、算術であり、穢多隊の隊長になり手がない程の蔑視を受けた。それは、高杉ら革新派の源流である村田清風が云つたように「夷狄は犬猫に比すれば雑戸の者にあたらすべし」という、差別的思想に基いて穢多隊は編成されている。近代的兵制のらんじょうである奇兵隊は、帝国主義軍隊(この中で如何に多くの差別糾弾斗争)

は、人間復帰への熱い展望がなければありえない。にもかかわらず、そうした表現はついに穢多の口からは出ない。それどころか全く逆の言葉が語られている。

明治維新が、何ら人民の解放になるものでなかつたということは、多くの歴史家(日共系は特に)云つてゐる。この脚本はそのことを穢多の問題から告発しようという意図が見られないでもない。だが、その手法は穢多を卑屈にし、穢多を打ちのめすことによってである。穢多は歴史を告発する能力もない。従つてそれは、脚本をつくつた男が代行する。同じように農民に殺される武士や商人は雄々しい歴史への確信の下に死んだ。「今日の屈辱こそ明日の栄光」なのだ、と。だが、部落民の死は大死以外の何でもないよう描かれている。「人間」の問題を直接考えながら討死した者は部落民だけだつたはずであるのに。農民によつて殺された穢多は、さらに脚本作者にも殺されている。脚本作者は、奇兵隊の彌市らを現在の反戦派に凝しているかのようである。が、それはヴァトナム人民への自己告発のない反戦プロレタリアートでしかないだろう。鶴見俊輔氏は、この作品を「維新を、その現在性においてとらえようとした鮮かな作品であり、私たちの歴史の見方に一つの衝撃となる」といつてゐる。ある意味では正しいだろう。ただ、部落民には一つの屈辱となつたのである。

(二)について

芸術創造の活動は、今、我々部落の中にはない。かつて中世の賤民達が、如何に華々しくこの方面に活躍したかは部落史家によつて明らかにされている。今、我々の内部から部落問題を取り上げた映画でさえ幾本もない有様である。我々は、部落の中から様々な文化的創造を始めねばならないと思つてゐる。「外部」の如何なる団体によつても、このことは代行されたくないものである。ただ、問題は自由であるから誰がこれを上映しようと我々は文句を云う資格はないが、部落の中に蓄積され押し込められて来た人間的なエネルギーをいわば発掘し、部落の芸術活動の展開を促進する、そついた共同斗争としてこの映画は創られようとしたのか否か。當利主義的な芸術独占団体が、おのれの好みに従つて部落や、映像を自由に選択し、虚作して、売名しようとするのか。例えは、この制作に加担した人々は、一体どれだけ部落問題についての認識を持つてゐるのか。持とうとしたのか。

「橋のない川」の制作に於て「穢多」とか「四つ」とかのせりふをじやべる子供達には、そのことが何を意味するのかわかつていなかつたという。又、出演者の伊藤某は、部落民は一所にかたまつておらずに雜居すれば良いなどと公言している。広大全共斗や、山口県反戦の諸君は、その推せん文にある通り彌市の中に自己の斗いの姿を見ることが出来るだろう。「橋のない川」第一部のラストシーンで一般民に打ちのめされ、とぼとぼと歩く部落民のあわれさの後に、「水平社はかくして生れた」などという字幕が突如出てくるが此處で

は百姓の眞似をし、化けの皮をばがれ恥かしがつてゐる穢多の姿しか映されていない。それは歴史が部落民にそのことを強いたというより、その歴史の重圧に斗えなかつた部落民の敗残の姿、自己卑下の姿が印象されるのみなのだ。ここまで歪曲して創らねばならぬ映画とは一体何なのか。

日共の差別者擁護運動や、だらけた社民達はともかく岩田弘が、10・8の羽田斗争の学生、労働者を「特殊部落の集團ではない、健全な学生だ」と擁護したり、東大全共斗の「ゲバルト・ローザ」なるものが東大当局を「特殊部落」だと批難したり、新左翼の「若き貴族達」（「状況」）という雑誌には、我々の斗いは貧しいものの斗いではなく、又それにとって代る斗いでもない、若き貴族の反乱である、と全共斗運動を位置づけていた）の部落民に対する態度は極めて非人間的であり排外的である。

彌市らは、部落民を人間としては認めてゐるが、部落民自身が、そうした意識をもつて生き、斗つていることを無視しているのだ。

歴史は人民の解放の過程であるといつ余りにも樂天的な史観と違つて、反動挫折様々な悲劇（例えは穢多解放令に反対する百姓一揆が各地で起つた）の中で歴史の進歩を見ようとする觀点は現実的であるが、その内容は余りに虚偽である。

木村京太郎著 「水平社運動の思い出

— 悔なき青春 —

袴 梨 就 保

部落解放運動の創成期を身を以て実現して來た全国水平社の闘士は、今なお差別に苦しむ部落青年に、この鮮血にじむ一書を与えた。感性を失つた凡百の部落問題の解説書の洪水の中で、我々が唯一感涙の中で読み、拳をにぎりしめさせられたのはこの一書の外はない。それは、我々の屈辱と怒りの体験がこの一書によつて、ふつふつとよみがえり、行くべき道——次の道への勇気が湧いてくるからである。

今年四月十六日、水平社創立宣言書を書いた奈良の西光万吉の部落解放同盟葬の折、靈前で読まれる予算獲得への決意が如何に西光先輩の宣言——人間に光あれ、人の世に熱あれ——の趣旨をゆがめるものであつたか、そしてこの本の著者や西光さんの水平社の斗いを如何に歪めるものであるか、殘念でならない。

今、解放運動内の融和的なグループは、水平社の斗いを観念的であるとか、はたまた、あのような暴力的なやり方はかえつて差別を拡大するとかいつて學習会をやつてゐる。しかし、この本を読めば分る通り全国水平社の斗いは、正に権力——

天皇制ボナパルティズムの中核と四つに組み、権力の暴圧に最低限の武装、又は、無武装で抗争したのである。決して個人的觀念的な糾弾斗争ではなかつた。又、彼らの斗争が決して差別を拡大するものではなく、農民運動や労働運動と密接に連合發展して行つたことも、如実に語られてゐる。とりわけ水平社の活動家が、同時に農民團体の中核となり、労農政党、日本共産黨の重要メンバーだったことは注目すべきである。

本書の目次は次の通りである。

- まえがき 1. はたちの頃 2. 水平社との出会い
- 3. 人生に熱と光を 4. 社会主義の洗礼 5. 徹底的糾弾
- 6. 全水第二回大会 7. 水・国争闘事件 8. 出離

9. 全水青年同盟 10. 全水本部へ出仕 11. 全水第三回大会
 12. 徳川・スペイ事件 13. 本部と共に大阪へ 14. 世良田事件
 15. 全水第四回大会 16. 水平社無産者同盟 17. 全水第五回大会 18. 福岡連隊事件(上) 19. 福岡連隊事件(中) 20. 福岡連隊事件(下) 21. 日本共産党員として 22. 三・一五事件 23. 悔いなきわが青春 あとがき

就中、帝国主義軍隊内の差別徹底糾弾斗争は、全国水平社

以 上

解 放 歌

あ、解放の旗たかく
水平線にひるがえる
光と使命をにないたつ
三百万の兄弟よ
今やドレイの鉄鎖断ち
自由のために斗かわん
われらはかつて炎天下
地に足やきしはだしの子
ざんぎやくのむちふるう時
鮮血かざすけいぎよくの
断頭台下露しげく
鬼ごくしゅうしゅう地は暗し
疾風林雨千余年
九天まわる太陽も
そつきうさゆる月さえも
われらがために照らざりき
狂宴乱舞と散る花も
われらがために咲かざりき
鬼神もおののく迫害や
天地もふるう圧制に
たましい碎け胸やぶれ
恨みをこめてとこしえに
憤墓にさらす死かばねの
上に築きしドレイ国

一致團結死をちかい
堂々正義の道ゆかん
行手をさえぎるものあらば
断々呼として破碎せよ
われらをはばむ者あらば
一刀両断あらんのみ
あ、しいたげに苦しめる
三百万の兄弟よ
ふみにじられしわが正義
うばいかえすは今なるぞ
涙はうれいのためならず
決然立ちて武装せよ

あ、友愛の熱き血よ
結ぶわれらの團結の
力はやがてうれいなき
全人類の祝福と
かざる未来の建設に
殉義の星と輝やかん

の反権力斗争の頂点となつた斗いであり、本書の压巻である。
 以後、投獄された著者は高松差別裁判糾弾斗争の巨大な斗い
 の高揚を書くことが出来ていないのが残念である。松本治一
 郎、朝田善之助、西光万吉等、部落のすぐれた指導者と共に
 本著者の文章も又、迫真的である。この本を読み終つた時、
 部落大衆の常に歌う解放歌が、その文字通りの語感を以て響
 いてくる。

資料

水 平 宣 言

全國に散在する我が特殊部落民よ團結せよ！

長い間虐められてきた兄弟よ。
 過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた我等の為の運動が、何等の有難い効果をもたらさなかつた事実は、夫等のすべてが我々によつて又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されていた罰であつたのだ。そして、これ等の人間をいたわるかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を堕落させた事を想えば、此際我等の中より、人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは寧ろ必然である。

兄弟よ。

我々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり、男らしき産業的殉教者であつたのだ。モノの皮を剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、モノの心藏を裂く代価として、暖い人間の心藏を引裂かれ、そこへクダラナイ嘲笑の唾まで吐きかけ

られた呪はれの夜の悪夢のうちにもなほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そうして我々は、この血を享けて人間が神にかはらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荘冠を祝福される時が来たのだ。

我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

我々は、かならず卑屈なる言葉と怯だなる行為によつて、祖先を辱かしめ人間を冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間をいたわる事がなんであるかをよく知つている我々は、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

よき日のために團結せよ。

へ第一回全国水平社大会アピール

大正十一年三月三日は記念すべき全国水平社創立大会の日

である。呪われたわれわれ三百万兄弟の解放の過程について、記念すべき日である。

あたかも、エジプトにおけるユダヤ民がその木より脱せんとして、昼は雲の柱、夜は火の柱に導かれて、バラノンの広野を進軍したイスラエルの民を偲ばせる。

それから一ヶ年を経過した。そして、今やわれわれの記念すべき三月三日、第二回全国水平社大会の日はきた。しかし曠野は雲につづき、誓約の地カナンは遠い、けれどもわれわれの進行曲は、いよいよ勇敢に高調される、歴史は解放への過程である。

六千部落三百万の兄弟よ、荊冠旗の下に団結せよ、われわ

全国水平社青年同盟「旨趣」

特殊部落の青年諸君！

諸君はいま榮ある時代に生れてゐる。

賤視に迫害による屈辱の中から脱して、差別なき社会——人間が人間を尊敬する社会——を創造すべき光榮ある時代に生れてゐる。

墮落、暗黒によつて表象される現代の社会を、美しき清浄な社会に進ましむるには、幾千年の長い間膚められて來た吾々部落民の、苦き体験に基く火の如き行動に俟たねばならぬ。諸君は純真なる部落の青年である。未来をになふべき青年である。諸君は何を考へ、何をなさねばならぬか。

諸君！

会場 京都市岡崎公開堂
日時 大正十二年三月二一・三日

- 66 -

『未来は青年のものである』

吾々部落青年の未来をば如何なるものとするを欲するかまた如何にしてこの光榮ある時代を真に意義あらしめんとするか。

特殊部落の青年諸君！

吾々は自己の使命に目ざめた青年の組織的訓操を必要とする。而もそくした自覚に基づく吾々の運動が、やがて新らしき文化の上に如何に美しき光を放つかは、容易に想像し得らるるものである。

吾々は諸君と握手し相語らんことを希望し、全国に散在する特殊部落の青年の結合による青年団体を組織した。

吾々兄弟よ、部落の青年よ、速かに本同盟に参加せよ。

大正十二年十二月一日

部落解放同盟綱領

(第十五回大会一一九六〇年一決定)

前 文

全國に散在する六千の部落三百万の部落民は、身分的差別と階級的搾取のために屈辱と貧困のどん底につきおとされてゐる。日本国民は基本的人権と政治的自由を完全に保証され

ておらず、勤労大衆は低賃金、低生活にしばりつけられるが、その底辺におさえつけられているのが部落民である。

部落民は今日なお居住・就職・結婚などの市民的権利と自由すら侵害されている。農村では土地所有から抜けものにされ、都會では近代的な職場からしめだされている。部落の伝統的な産業は大資本に圧倒されて壊滅的打撃をうけている。部落には慢性的な失業者と生活困窮者が激増し固定化している。それゆえに環境はますます悪くなる一方である。

明治維新の変革によって封建的身分制度は廃止されたが、部落民は悲惨な生活と最低の社会的地位から解放されなかつた。それは維新後の資本主義発展の過程において支配階級が人民を搾取し、支配するために封建的遺制を温存し利用したからである。第二次大戦後の改革によつて日本の民主化はいちじるしく前進した。しかし事情は本質的に変わっていない。アメリカ帝国主義に従属する日本の独占資本は、日本の民主化をくいとめる反対の意図のもとに部落に対する差別を利用

のそれは単なる愛と同情ではない、それはより深い、より広い、より強い人間社会における進化の過程に醸成されできた力と光そのものであるのだ。

真黒の中に血で染め出された荊冠の旗幟こそ、實にわれわれの受難と殉教の表象でなければならない。地下にうごめく幾千万の祖靈を弔う祭壇の前に参加せよ。

かつてはわれわれは賤民であつた。今やわれわれは選民である。『よき日』のために、懐かしい三百万の兄弟よ、団結せよ。

部落解放同盟は部落民の自覺にもとづく自主的な解放運動の唯一の大衆団体である。同盟は自らの行動規準にのつとり部落民のあらゆる不満や要求をとりあげて大衆闘争を組織しなければならない。同盟の組織と活動の基礎は部落に置かれねばならない。全国六千の部落に支部をつくり、それぞれの

部落解放同盟は部落民の自覺にもとづく自主的な解放運動の唯一の大衆団体である。同盟は自らの行動規準にのつとり部落民のあらゆる不満や要求をとりあげて大衆闘争を組織しなければならない。同盟の組織と活動の基礎は部落に置かれねばならない。全国六千の部落に支部をつくり、それぞれの

部落の具体的事情に即した日常闘争を活発に展開し、地区的な規模から全府県的、全国的に拡大し、部分的初步的な要求をより高い一般的な目的に結びつけ、究極の目標である部落解放——人民解放を達成するための闘争に発展させなければならない。同盟はすべての活動を通じて融和主義と鋭く対決し、その反動的本質をばくろし、徹底的に粉碎するためにたたかわなければならぬ。

要求と活動の規準

- 1、診療所、トラコーマ治療所など無料診療施設の設置、増設 拡充
- 2、国民健康保険制度の徹底と保険料金の减免
- 3、徹底した社会保障制度の即時実施による最低生活の保障
- 4、生活保護法の適用拡大と扶助基準額の大幅引上げ
- 5、公民館、隣保館、保育所、乳児院などの設置、拡充、増設
- 6、共同浴場、公益質屋、共同作業場などの設置
- 7、地区整理法、不良住宅改良法の適用による道路、住宅、上下水道などの改善
- 8、公設の低家賃住宅の新設と増設
- 9、河川、堤防、防波堤、橋などの改修・新設による災害の防止
- 10、東西両本願寺その他の教団による寄付強要反対

- 12、11、一切の共有権、入会権などにおける差別撤廃、土地、家屋などの売買、貸借における差別撤廃、居住移転の自由獲得
- 14、13、就職における差別撤廃、就労の機会均等の獲得
- 1、農地解放の徹底的実施、貧農への土地の分配
- 2、山林、原野、池沼などを含む土地所有制の改革
- 3、零細過小農経営の切捨政策反対
- 4、小土地所有に対する課税の减免
- 5、零細漁業の保護、漁場の半封建的制限の撤廃
- 6、国費による未墾地の開拓と貧農への分配
- 7、土地改良、農業技術、農業經營の改善のための援助
- 8、農業協同組合の徹底的民主化
- 9、零細漁業の保護、漁場の半封建的制限の撤廃
- 10、沿岸小型漁船、漁網、漁巣など漁業設備に対する補助
- 11、網元、問屋などの半封建的な搾取と隸属化反対
- 12、職業訓練所の増設、拡充による職業補導の徹底
- 13、青少年の就職斡旋と近代的經營への就職の保障
- 14、国の失業対策の強化徹底、失業者登録制限の撤廃
- 15、失対賃金の値上げと完全就労の実施
- 16、府県、市町村による農村失業対策の徹底実施
- 17、生活資金の原則にもとづく最低賃金制の確立
- 18、労働法規の完全実施、半封建的な雇傭関係の徹底的廃止

- 19、中小企業、零細自営企業の保護
- 20、協同組合、企業組合などの組織による中小企業の協同化促進
- 21、低利資金の融資増大と貸付条件の緩和、高利金融の一掃
- 22、差別課税反対、税金の適正化
- 23、低所得者に対する程金の減免と滞納税金の免除
- 三、部落解放の教育と文化確立のために！
 - 1、義務教育費国庫負担の完全実施
 - 2、一切の教育費の父兄負担反対
 - 3、貧困家庭児童の給食費、教科書・参考書・学用品代・修学旅行費などの全額支給
 - 4、学区内に部落を有する小・中学校の教育条件の改善と教師の待遇改善
 - 5、児童福祉法の徹底実施による養護児童の完全就学
 - 6、家庭教育行政反対、PTAの民主化
 - 7、差別の教育反対
 - 8、差別を助長する反動的道徳教育、軍国主義的・国家主義的教育反対
 - 9、差別を助長するマスコミ反対、差別的な出版物、映画、演劇などの一掃
 - 10、学校における差別撤廃、教育の機会均等の獲得
 - 11、民主的・進歩的な教育活動と文化活動の擁護
 - 1、人権尊重の徹底と人格平等の確立

荊
冠

No. 1 ·
No. 2
合併号



■ 発行日 / 一九七〇年六月
■ 編集 / 荆冠編集委員会

■ 印刷所 / (有)木村印刷所
区本庄川崎町一-二〇
大阪市大淀区長柄中通

